

Title	内閣不信任に関する衆議院議院運営委員会議録
Sub Title	The Minutes regarding the Votes of No-confidence
Author	増山, 幹高(Masuyama, Mikitaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2009
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.6 (2009. 6) ,p.79- 174
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090628-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

内閣不信任に関する衆議院議院運営委員会議録

増 山 幹 高

本稿は、増山（二〇〇九）の資料補足として、衆議院議院運営委員会議録における内閣不信任関連の議事を抜粋整理するものである。増山（二〇〇九）は、戦後日本における内閣不信任を整理し、その議事協議に関する制度化を明らかにしたうえで、野党が否決されると分かっている内閣不信任案を提出する理論を提示し、その当否を実際の立法データなどから検証している。戦後において二〇〇八年までに内閣の信任が問題となった国会は四十六回あり、そのうち、不信任案が可決されたのは四回である。また、不信任案の採決前に内閣が総辞職したり、衆議院が解散される場合もあり、不信任案は提出されたものの、本会議上程前に会期末となり、審議未了・廃案となる場合もある。これらに加えて、与党が内閣信任案を提出することもあり、内

閣の信任問題が処理される過程は多様であるが、大部分の内閣不信任案が採決に付され、否決されており、否決されることを前提とした内閣不信任案の立法手続きが定着してきていることも明らかである。

こうした内閣不信任案が否決される立法手続きの制度化を検証する試みとして、増山（二〇〇九）では、内閣不信任にかかる国会の議事協議の変遷を跡付け、具体的には、衆議院議院運営委員会議録に記載のある内閣不信任についての議事協議を分析している。ただし、紙幅の制約から、増山（二〇〇九）は内閣不信任に関する衆議院議院運営委員会開催一覧（表1）と内閣不信任の議事協議における制度化を示す会議録を載せるに止めざるを得なかった。本稿では、衆議院議院運営委員会議録における内閣不信任関連

表1 内閣不信任に関する衆議院議院運営委員会開催一覧

回次	号数	開会日	備考	回次	号数	開会日	備考
3	18号	1948/11/17	◎	68	36号	1972/6/15	◎
3	19号	1948/11/18	○	71	58号	1973/9/22	◎
4	11号	1948/12/13	◎	73	2号	1974/7/31	◎
4	12号	1948/12/14	△	75	34号	1975/7/3	◎
4	20号	1948/12/22	◎	76	18号	1975/12/19	◎
4	21号	1948/12/23	○	88	5号	1979/9/7	◎
7	54号	1950/5/1	◎	91	25号	1980/5/16	◎
11	2号	1951/8/18	○	96	37号	1982/8/18	◎
13	61号	1952/6/17	△	98	24号	1983/5/24	◎
13	62号	1952/6/18	△	100	13号	1983/11/28	◎
13	64号	1952/6/19	△	113	25号	1988/12/23	◎
13	68号	1952/6/26	○	126	35号	1993/6/18	◎
15	43号	1953/3/14	○	132	36号	1995/6/13	◎
19	49号	1954/4/22	○	141	22号	1997/12/11	◎
19	50号	1954/4/24	○	142	47号	1998/6/12	◎
20	7号	1954/12/6	○	145	53号	1999/8/11	◎
24	43号	1956/5/1	○	147	40号	2000/6/2	◎
24	59号	1956/6/1	○	150	20号	2000/11/20	◎
26	44号	1957/5/17	○	151	10号	2001/3/5	◎
28	33号	1958/4/24	○	154	55号	2002/7/30	◎
28	34号	1958/4/25	○	156	50号	2003/7/25	◎
31	29号	1959/3/28	○	159	41号	2004/6/15	◎
38	44号	1961/6/7	◎	162	40号	2005/8/8	◎
46	39号	1964/6/24	◎	165	23号	2006/12/15	◎
51	39号	1966/5/14	◎	166	49号	2007/6/29	◎
67	22号	1971/12/24	◎	169	42号	2008/6/12	◎

回次は国会回次、号数は衆議院議院運営委員会議録の号数、備考は「本日の会議に付した案件」にそれぞれ内閣不信任・信任決議案の記載がある場合◎、単に決議案の記載がある場合○、決議案としての記載のない場合△を示す。

の議事を抜粋整理することによって、吉田内閣時代の試行錯誤期、自民党政権発足から池田内閣までの移行期を経て、以後の半世紀に及ぶ時期において、不信任案の本会議上程、趣旨弁明、討論、採決方法を一括了承することが繰り返されてきたという議事協議の変遷を資料的に補足しておくこととする。

* 増山幹高、二〇〇九、「内閣不信任の政治学」なぜ否決される不信任案が提出されるのか?—日本政治学会編『年報政治学 2009-1』七九—〇九頁。

※ なお、旧字・旧かなの混用、脱字・誤字などは会議録にあるとおりとする。ただし、改行の際の繰返しは調整している。

昭和二十三年十一月十七日（水曜日）

本日の会議に付した事件

國政調査承認要求に関する件

吉田内閣不信任に関する決議案の取扱いに関する件

議員石田博英君に対する懲罰動議の取扱いに関する件

法制局職員任命承認に関する件

○山口委員長 次は黒田壽夫君外二十二名より提出の、吉田内閣不信任に関する決議案の取扱いについて、議長から諮問があります。この決議案をいかに取扱いますか、御協議を願いたいと思います。

○岡田（春）委員 あらためて御説明を申し上げるまでもないと思いますが、われわれとしては先般來から本會議の院議をもつて、施政方針に関する決議案その他のことを通じまして、政府側に対して施政に関する基本的な態度その他について、嚴重に要請をいたして参りましたが、これに対しても政府側として、何らわれわれとして満足すべき御答弁も得られない現在におきましては、この吉田内閣に対して、われわれとしては信任することを得ないという結論に達しましたので、決議案を提出した次第であります。

この決議案の上程は従來の慣例に従いまして、ただちに今日の本會議に上程されるようお願いいたします。

○細川（隆）委員 社会党では幹部会で、問題が重大ですからいろいろ協議してきたのですが、われわれの立場は、この第三國會においては公務員法改正、これと一体不可分にある賃金ベースの改訂、さらに災害予算の審議ということとを、私どもとしてはぜひやらなければならぬ。また政府としてやるべき義務があるという立場から、決議案を出して、政府に迫つておるくらいであります。その審議について政府から提案もない、まだその審議の終らないうちに、不信任案をわれわれが本會議場において論議することは、國會の根本的立場からいつて、時期にあらずという結論に到達しております。従つてわれわれの方としては、ただちにこの不信任案が上程されることには、賛成ができませんのであります。

○淺沼委員 そういふ議論に入る前に、ちよつと農民党の方にお伺いしたい。共産党及び労働者農民党準備会から、不信任案が出されるという点については、納得行く点が多分にあるのですが、吉田内閣の指名議決に当つては吉田さんに投票をし、さらに院内の行動を見ても、野党というような立場よりも、與党的な行動をとつておられた

農民党の方々と考えられる。それが全部そろつてこれに署名しておりますが、これはその通りに了解してよろしゅうございませうか。

○中村寅太君 その問題については、中野君が来ておりませんので、明日日本人から説明してもらいたいと思います。

○浅沼委員 そういふ疑義があれば、今日は議論をこの程度にして、中野君が出てからやつてもらいませう。

○岡田(春)委員 しかし少くともここで取上げておるの限りにおいては、正式の文書をもつて取上げておるのですから、今浅沼さんの言われたように、それについて党内で前に與党的態度をとつたから、今度はどうだというようなことで、正式の文書に現われたものを、そういうような見解で左右することは、行き過ぎだと思ひます。

○浅沼委員 中村君はこれの提出に御賛成になつておるわけですか。

○中村寅太君 その点につきましては、明日申し上げます。

○浅沼委員 本人の意思にあらざるものを、印刷して出したのですか。

○大池事務総長 それは今お話の通り、党を代表して出て来たものを、私どもが一々本人の意思なりや否やということとを、問いただすという前例はございません。

○椎熊委員 今の浅沼君の疑義に対して、農民党の代表者の方の言では、あす言うということですが、大事な問題ですから、農民党の意思を明確にしてからやることにして、本日はこの程度にしたいと思ひます。

○成重委員 提案者の方にお尋ねいたします。労働者農民党、共産党、日本農民党、この三政党の共同提案と解釈してよろしゅうございませうね。

○岡田(春)委員 われわれはそういうように解釈しております。

○成重委員 それでは農民党の中村君にお伺ひいたしますが、日本農民党は本不信任案に対して、代議士会等をお聞きになつて御決定になつたことであるかどうか。

○中村寅太君 今の成重君の御質問は、党内の問題に關することでございますから、ここで申し上げる必要はないと思ひます。

○成重委員 そこで提案の御説明をなさる労働者農民党では、三政党の共同提案と解しておるといふお言葉であります。日本農民党の方ではそれに対する明確なるお答へがない。私の聞き及んでおるところでは、日本農民党は代議士会等において、正式機関にかけて本提案をなさつたのだなと聞いております。私の聞いておることが間違ひであります。

ましたならば、後日それは取消しますけれども、私の聞き及ぶ限りではそう聞いております。従つて御提案なさつておる不信任案に対しては、大きな疑義を私ども持つものがあります。明日農民党の方から出て、はつきりその態度を御説明なさることでありませう。それを確かめた上で御協議なさることが、妥当ではないかと信じます。さようおとりはからいを願います。

○山口委員長 岡田君、さようにとりはからつてさしつかえありませんか。

○岡田（春）委員 われわれとしては、ただいま成重君から御提案がありました。代議士会云々、ほかの党内の事情について云々という問題は、ここで取上げるべきことではなくて、あくまでも署名者の責任においてこれを明らかにすべきで、私たちとしては今日の日程としてお扱いを願いたいと思います。

○椎熊委員 最後に大事なことでありますが、署名者の責任においてならば、署名者が現にここへ出ていないから、意思決定ができない。あすまで待つてちやんと整えてからに願いたい。

○山口委員長 岡田君に御相談いたしますが、内閣不信任案ということは重大な問題ですから、いささかの疑義があ

るといふようなことであれば、これを明日にまわすということに御承認を願いたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○岡田（春）委員 了承いたします。

○山口委員長 ではさように取扱うことにいたします。

昭和二十三年十一月十八日（木曜日）

本日の会議に付した事件

理事及び小委員の補欠選任

内閣総理大臣の施政演説に関する件

決議案の取扱いに関する件

○山口委員長 続いて昨日來論議されておりました吉田内閣不信任に関する決議案の取扱い方について、お諮りをいたします。

○中野（四）委員 昨日私欠席したいへん失礼いたしました。この際提案三党より各党の方、特に社会党、民主党、國協の方にお願ひしたい。われわれ三党より提出しました不信任案に対しましては、先日來正式に伺つておるのですが、一向に御答弁がない。私らはぜひともこれに対して御協力を願ひたいと考えておるのです。もとよりこのことは先ほど問題になりましたが、浅沼君から院議を尊重

するかどうかということについて、政府側に強く追及をさ

された。もし院議を尊重せざる場合はどうするかということ
が、この議院運営委員会の問題になろうと思う。いやしく
も院議というものは、いたずらに決定するものにあらずし
て、あくまでも院議によって決定してあるものは、これを
遂行せしめるというのが建前である。それでこそ院議の尊
厳は保てるものであろうと思う。もとより首相の施政方針
演説をせよという院議を決定せられたからには、少くとも
緊急質問をもつて終つたのではない。そうするとこれすらた
だちに実行しないということになれば、当然不信任の態度
を表現されるか何らかの処置をしなければならぬというこ
とが、私らのひとしく考えておることである。これは院議
尊重という國會の権威を高めることである。こういう点に
ついて、まず私らは皆さん方に御同調を願えるかどうかと
いうことをお諮りしたい。幸いに御同調を願えれば、この
取扱い方について委員会に付託されるなり、あるいは適當
な方法を願いたいと思う。しかしこれに同調することがで
きぬというならば、おのずから別個の考え方をしなければ
ならぬ。こういうことでたいへんぶしつけなお願ひではあ
るけれども、まず社会党の浅沼さんなり、民主党の椎熊さ
んに、即刻この不信任案に御同調願えるやいなやというこ

とをお伺いしたい。

○岡田（春）委員 たいだいま農民党の中野氏から話があり
ましたように、われわれとしては正式に各党の方に同調方
をお願ひしてあるのでございますが、それについて各党の
御論議も承つておりません。運営委員会を機会として、野
党各派がこれに対してどういう態度で臨まれるかをお伺い
して、どうか同調を願えるようにお願いしたい。

○山口委員長 中野君にお尋ねしますが、昨日の本委員会
でまず第一に問題になつたのは、ここに載つておる提出者
の中で、あなたの党の中村寅太郎が提出者であることを自
分は知らない、こういう発言がありまして、それが第一問
題になつたのですが、この提出された提出者全部は、賛成
になつておるといふことを冒頭に認めてさしつかえありま
せんか。

○中野（四）委員 昨日は緊急を要するときであつたので、
ちようど政治力結集協議会が開かれておつたので、わずかに
代議士が三名しかおらなかつた。従つて事後承諾の形に
おいて昨日午後三時から代議士会をやりまして、その席上
において十分了承の結果でありますから、私の申し上げた
ことについては、齟齬はありませんといふことを再確認願
つておきたい。

○山口委員長 それでは本日の黒田寿男君以下提出者としてここに載つておられる方は全部承諾されて、完全なる書面として出たものとして、これから御協議をすることにいたします。

○中野（四）委員 これは議長よりその取扱い方についての諮問をされておるのでありますから、それに先だつて今私の方がお尋ねをしたことについて、浅沼さんなり椎熊さんからまず御確答を得てしかる後において各般の処置をしなければならぬことを前もつて申し上げておきます。

○浅沼委員 当委員会は案の取扱いを決定するので、この案の取扱われた後において、われわれがどう扱つかということについては、それはおのずから意思表示をすることを思うのですが、その取扱いを協議する前に、われわれの態度を表明することもいかがであらうかと思ひます。議事に通曉されておる中野君が、われわれとの話合ひは別として、運営委員会の席上において、條件付の案件ということであれば、條件付の案というものはないのであります。提案してあるが、社会党、民主党の態度を聞いてから、われわれの態度を決定しようということであれば、この案は条件付の案であると考えるのであります。従つてこれに対する運営委員会の審議は、明日に延ばしていただきたいと思ひま

す。

○中野（四）委員 浅沼さんは議院運営委員会の委員長をしておられた人にしては、二枚の舌をお使いになると思う。先ほどあなたは緊急性という問題については、時期とその内容があると言われておる。私はまさに今度のこの決議案を出さんとするのは、時期の緊急性ありとしておつたのであります。従つて一昨日米窪君なり、あるいは苦米地君に申入れました際にも、小なりといえども公党がそれぞれの申入れをしたものであるから、これに対する答弁も、緊急に正式の答弁があつてしかるべしと思う。従つて私からは政記者クラブにおいても、この決議案を提出する、あるいは各党に協力を申し入れたということは、はつきりしておるのである。そこであなたの方からこれに対する御答弁が全然なくして、条件がついておるとかつかぬということとは、理由にならぬ。私どもは少くともまず第一に院議を尊重するかどうかということ、この委員会においては糾明しなければならぬ。ところが一昨日米窪君にお目にかかつて、われわれ三党として正式にお話した場合に、これは一應たな上げだということである。いやしくも院議をもつて決定したものに對して、その結論はたな上げだということ、次々と決議案を院議で決定されるということは、院

議をみずからもつて軽視するものだと思う。だから場合に
よれば院議を決定したものを、さらにこれを実行しろとい
う決議案を出さなければならぬと思うが、少くとも浅沼さ
んや椎熊さんの方面で、公党としての正式な御答弁があつ
てしかるべきものである。これを早く聞きたい。これを出
すことについて躊躇しておるのではない。しかしながら一應
議長に出したものですから、議長がここへその取扱い方を
諮問されるにあつて、それに先だつて何つておきたいと
いうことを申し上げたのです。

○山口委員長 この取扱い方について中野君の今の御発言
は、相当飛躍した面があるようにも思います。ですから本
委員会としては、ただいま提出されておるところの決議案
文をいかように取扱うかということでありまして、農民主党
から社会党へ農民主党から民主党への御交渉等は、委員会外
においてお話を願うべきものであると思うのです。ただ
いまここに社会党からも民主党からも、あなたの御満足の
行くような御答弁がないのは、むしろからぬ点があると思
うのですが、どうでしょうか。この取扱いをこの空気にお
いていかようにするかということだけ、きようはまとめて行
きたいと思うのですが……。

○林百郎君 われわれとしては決議案を出す以上は、これ

の通過に対して万全の対策は講じておきたいと思う。そう
いう意味で各党の御意見を承りたいと思う。しかしこれは
議院運営委員会の席上では、申しかねるという点もあると
思う。いろいろな立場がおりになるから、適当な方法で
各党の御意見を承るまで、本格的にここで議題として取上
げるのを保留しておいていただいても結構です。

○山口委員長 ただいま林君の申し入れのようにこれを取
扱うことに、提出者各位の方で御異存はありませんか。

○椎熊委員 中野君から私個人の名前をさして聞かれま
したが、私民主党の議院運営委員会の個人椎熊としては何
もない。ただ特に個人の意見というのであれば、昨日あなた
と廊下で会つて私は反対だと言つておる。党の意見は別
です。これは私の申し上げる範囲でない。

○細川(隆)委員 社会党においては、ただいまこれを上
程することには、反対であるということに、党議としてき
まつております。その理由等については後日また機会があ
れば申し上げます。

○椎熊委員 民主党はただいま三派から出ております不信
任案は、時期として不適當であるという意味において、た
だちに上程することには反対です。

○中野(四)委員 今、林君から話があつたように、各党

の御意見を適当な方法で承るなり伺いに行くとして、しかる後にこちらの態度をきめることにして、それまで保留します。

○浅沼委員 これは事務当局の方に申し上げておきたいと思うが、議案を出すときに各党の態度を聞いてから、あるいは成果がどうかということを前提としての条件がついておるような議案は、なるべく受理しないようにしていただきたい。議案が出た以上はその可否について、取扱いについてのみ運営委員会その他で論議していただきたいと思う。

○山口委員長 これは何ら条件はついていない。浅沼君のおつしやることもちよつと挑戦的に聞えますが、これは事務当局としてもまた運営委員長としても、条件等がこれについておろうとは何ら考えるべき余地はないのです。ただ提出者から先ほど私が申しした通り、飛躍的な御意見があつたというだけであつて、それによつてこの決議案に条件がついたと見らるることは、失当であると思う。ではこの提出されました決議案は当分留保することに御異議はありませんか。

○山口委員長 御異議がないようでありますから、満場一致提出されました本決議案は留保することに決定いたします。

した。

昭和二十三年十二月十三日（月曜日）

本日の会議に付した事件

特別未帰還者給與法案（参議院提出、参法第五号）

未復員者給與法の一部を改正する法律案の取扱いに関する件

懲罰動議の取扱いに関する件

吉田内閣に対する不信任決議案の取扱いに関する件

國会法の一部改正に関する件

國會議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件

調査員の任命承認に関する件

本日の本会議の議事に関する件

○山口委員長

次に不信任決議案であります、提出者は

片山 哲 苦米地義三

三木 武夫 浅沼稻次郎

米窪 滿亮 岡田 勢一

竹山祐太郎 一松 定吉

以上の諸君であります。

不信任決議

衆議院は、吉田内閣を信任せず。

右決議す。

こういうことになっております。皆さんのお手元のプリントによつて御承知を願いたいと思います。この取扱い方について何か御意見はありませんか。

○成重委員 意見があります。私はこの機会におそらく労働者農民党の方々、新自由党の方々、第一議員倶楽部の方々、共産党の方々、農民党の方々も同様の意見だと思えますが、そもそも本日特に提出されているこの不信任決議案は、おそらく先月の二十八日に四党において協定されたその協定事項に基いて、して今日出さざるを得ない立場になった。ためにこの不信任案を提出したものと私どもは想像いたします。従つてわれわれはかくのごときやみ取引的は形による四党協定には、絶対に拘束されないと立場を今日まで声明しているのであります。実は昨日この六つの小会派の皆さんが寄つて協議いたしましたことは、第一にわれわれはこの四党協定には拘束されない。しかしわれわれは吉田内閣に対しては今日までのあり方に対して、絶対不信任を提唱したいのであります。しかし最も重要である予算案の審議並びに党としての最も大なる使命であ

る吉田内閣の性格に対する、一般施政に対する質問も未だ終らずして、この不信任案を出すことは、國民に対しても私どもはその時機にあらざることは明らかであると考えます。実は一般質問並びに予算案の審議の終了とともにこの不信任案を出すことになっておりますので、本日までいまこれを上程して、議題としてこれを取扱うことに対して、私どもは反対いたします。しかし先ほど申しました通り、一般質問並びに私どもが最も重大な使命を持つております予算案の審議が終了したならば、直ちに成規によつて提出したいと考えております。ただいまこれを議題として取扱うことに対しては私どもは反対であります。

○山口委員長 ただいま成重君は一般質問及び予算案が議了された後において、不信任案を提出したいという考え方だとおっしゃいましたが、それはこの不信任案に同調するという意味に解釈してさしつかえありませんか。

○成重委員 一般質問ないし予算案審議が終了いたしましたときに、たまたまこの方々が出されるならば、そのときに同調して出してもいいという考えであります。

○林百郎君 今の小会派の態度をもう少し説明いたします。われわれは本日この時刻に、この不信任案自体を、運営委員会では議題とすること自体に反対であります。それはまだ

われわれ小会派としては、首相の施政演説に対する質問が終了しておられない、それから予算の審議も終了しておられない。従つてわれわれとしてはこの不信任案が出されても、われわれの態度をまだ決定するわけには行かないと思う。そういう意味でこの不信任案を今この運営委員会において審議すること並びに本会議に上程すること自体に反対したいのであります。

○山口委員長 林君にお答えいたしますが、本不信任案は本日の午後一時三十五分に提出されております。従つてきわめて重要な案件であります。ゆえに、本運営委員会がただいま開かれた以上は、この提出された不信任案を議題に供さないというわけには行かないのであります。それで皆さん方にこれが取扱ひ方について御協議を申し上げておる次第であります。

○林百郎君 私の言葉が少し足りなかつたと思う。運営委員会各党の態度を討議されるのはけっこうですが、これを本会議に上程されて、本会議で審議することには反対であります。

○山口委員長 本会議において上程すること、その他あなたのお考えになつておること、すべてを含んでただいま御協議を願ひたい、こう申し上げておる次第であります。

○林百郎君 よくわかりましたから、まず最初に各党の御意見のない前に、われわれの態度を表明して、これを本会議に上程することについては、今まだその時期でないという意味を申したいのであります。

○佐々木（秀）委員 林君の言つていることはどうもわからない。これを提出されて審議することは委員会として当然です。そうすればあなたがさつき言つたのは各党の意見がまとまらないので、まだ早いというのですか。

○林百郎君 小会派としてはまだこの不信任案に対して意見を述べる時期になつていないというのです。

○成重委員 大体この追加予算案、給與問題がどれだけ重要性を持つかは、官公吏の方々は特にこの問題に関心を持つておるし、あるいはイデオロギーが右か左か、審議も終らないうちにこれを取扱うことは間違つております。

○榊原（亨）委員 ただいまこの不信任案を初めて見たのでありますから、一應私どもは党に帰りまして、党の態度もいろいろ決定する必要があります。ところが周囲の事情はいろいろさし迫つた様子でございますので、一應すでにきめられたことにつきましては、本会議を開かれまして、その進行中に議会運営委員会を再開されて、本案について検討を加えられることを願ひしておきます。

○齋藤見君 ただいま四党の間におけるお話を聞きしましたが、私どもは四党にいかなるお話があつたか協定があつたかタッチいたしません。しかしこの際私ども小会派の態度といたしましては、われわれは現在の議会の情勢から見て、いわゆる予算案の通過が一番重大なる問題として、ただいま成重委員からこの提案があつたのであります。これについてお諮りを願ひまして、あるいはただいま四党間におけるいろいろなる討論は私どもタッチしないことにしまして、要するにその審議状況をこの際、この委員会で発表していただくかどうかということを議題としてお諮りを願ひたいと思います。

○山口委員長 齋藤君にお答えいたしますが、前回、前々回以來、小会派の各位が四党協定というようなことにはタッチしていないという立場から、ただいまの御意見は正当な御意見であると私は思うのです。ただ提出者の方に対して……。

○細川(隆)委員 ここに出してもこれ以上に重大なものは本会議でわれわれが議決する必要に迫られるならば、これより先に審議することをわれわれは主張する。

○林百郎君 小会派の方から希望いたしますが、実はこの不信任案を見せていただいたのは、今初めてでして、この

内容もわれわれ一應検討しなければなりませんし、それから予算委員会や、人事委員会の模様も知りたいと思ひますから、ここでちよつと休憩していただいて、この案をあとで再開のときに委員長から予算委員会及び人事委員会の模様を御報告を願つて、それから審議をしていただきたいと思ひます。

○山口委員長 ただいま林君から本委員会を暫時休憩して、予算委員会及び人事委員会の経過を委員長から十分聴取して、その上でさらに本案の取扱い方を決定しようというお話であります。これについて御意見はありませんか。

○今村(忠)委員 さようにしていただきたいと思ひますが、それにはあらかじめ時間を切つてもらいたいこと、もう一つは本会議の方は開いて先ほどの大臣の施政演説に対する質疑を継続してもらいたい。

○山口委員長 それではこの場合運営委員会は暫時休憩いたします。午後九時から再開いたします。

昭和二十三年十二月十四日(火曜日)

本日の会議に付した事件

議員の辞職に関する件

衆議院予備金支出承認の件

本日の本会議の議事に関する件
専門員の退職に関する件

○倉石委員 この場合私から希望したいことがある。すでに承われば不信任案も提出されておるようでありますが、それを即刻ひとつ上程されるようにとりはからつていただくわけには行きませんか。

○椎熊委員 問題は先の問題を解決して行かなければならない。小会派のことを済ましてからきめていただきたい。

○石田（博）委員長代理 倉石君からただいま議事日程に上っております順序を変更して、すみやかに不信任案を三党協定の通り提出して本会議に上程してもらいたいという動議が出ました。これについてお諮りいたします。

○細川（隆）委員 そういうかつてなことを言つてはだめだ。

○石田（博）委員長代理 それちやもう一ぺんその意見を正確に伺います。倉石君。

○倉石委員 不信任案が提出されておるようでありますが、議事日程を変更して緊急にひとつこの不信任案を上程してもらいたい。つまり最もわれわれが尊敬し信頼するに足りる人々の保証によつて、大政党の諸君が正確に申合せ

をおやりになつてゐる、その期限はすでに到来いたしておるのでありますから、われわれは即刻これを上程していただくことが必要なことだと思ひます。これは二週間目には必ず出すということになつておる。

○石田（博）委員長代理 ただいま倉石君から日程を変更して、この際すみやかに三党協定の通り期限はもうすでに到来しておるし、條件も整つて参りましたので、不信任案を上程していただきたいということの動議が出ました。これについて御議論を願ひます。

○成重委員 倉石君ともあろう人が昨日の午前中以來この運営委員会において、あれほど私どもが事をわけてお話をし、または御了承を得ておつたことを、いまさらくつがえすようなことを言われるのはまことに困る。われわれはあくまでそういう協定には拘泥しないで、すみやかに予算の審議をすることが一番重要だと同時に、党としては施政に対する一般質問が重要である、この二つの重要案件を片づけてからにしようということに大体私どもは了承できて、できるだけ一般質問なり予算の審議をすみやかにしようということでお互いに努力しておつた。それをいまさら何かこの施政方針の演説に対する質問も終らぬうちに言い出すとは、私ども小会派の言うことを無視することとなります。

○内藤委員 今倉石君から新しい話が出ましたが、これは新しい話で別であります。前からの引続きの林さん、中村さんの話を先に片づけていただきたいと思ひます。

○石田(博)委員長代理 今内藤君からのお話であります。本日はすでに本会議を開催することになつておりまして、その本会議に上す日程あるいは時間のことで、この協議をいたしておるわけであります。そこでその日程として上つておるのは、國務大臣の演説に対する質疑であります。その日程を変更してこの際すみやかに不信任案を上程していただきたいとお話なので、日程の変更の御議論であります。従つてその御動議について議論を承つておりますうちに、おのずから会議を聞くべき時間の問題にも関連して参ると思ひますので、御議論を承つておきたいのであります。と申しますのは、この不信任案上程が倉石君の動議の通りになりますならば、質疑も自然に解消することになります。

○林百郎君 なれ合の委員会なら民自党だけでやれ。

○林百郎君 事務総長、委員長はどこにおるか。委員長を出してもらいたい。

○石田(博)委員長代理 倉石君の御発言についての御意見を伺つてゐるわけでありませう。

○細川(隆)委員 理事は委員長が事故のときに代理をするのであつて、委員長は議会内におるんですか。委員長から代理してくれと言われて、あなたが出てるんですか。

○石田(博)委員長代理 そういうわけです。委員長は今健康を害しております。

○細川(隆)委員 じようだん言うな。何が健康を害しているのか。

○林百郎君 小細工を弄するな。

○内藤委員 そんな委員長は臍にしろ。

○細川(隆)委員 いつ何時ごろから健康を害しているのか。

○石田(博)委員長代理 それでは即刻委員長に出席するように連絡いたします。

この際暫時休憩いたします。

昭和二十三年十二月二十二日(水曜日)

本日の会議に付した事件

吉田内閣に対する不信任決議案の取扱ひに関する件

本日の本会議の議事に関する件

○山口委員長 この際内閣不信任決議案、これがまだ持越

しになつております。この取扱い方をこの場合御相談する必要はありませんか。

○細川(隆)委員 明日の運営委員会でやりましょう。

○石田(一)委員 でありますから私が言うのは、この決議案を何がゆえに緊急質問の先に持つて来るかということの問題です。今までの長い間の慣例においては、緊急質問が先になされるのを、何がゆえに今日に限つてこの四つを先に持つて来なければならぬか。このねらいは何か。なぜ今日に限つて過去の慣例を破つてこうしなければならぬか。これは異例です。もしその議論が出るなら、私は慣例を守つてもらいたい。

○山口委員長 それでは四時五十分各党の都合を伺わなくても、振鈴を鳴らすということに御了承を願います。

これにて休憩いたします。

○山口委員長 それでは運営委員会を開きます。暫時速記をとめてください。

○山口委員長 速記を始めてください。

緊急質問の順序等に関して御相談申し上げます。最初に的場金右衛門君提出の供出と農業課税減免に関する緊急質問を上程することに御異議はありませんか。

○山口委員長 第二番目に炭鉱國管問題に関する緊急質問、花月純誠君。

○山口委員長 第三番目に経済安定九原則に関する緊急質問、平川篤雄君。

○山口委員長 第四番目が政党献金の法律上の解釈に関する緊急質問。

○山口委員長 第五番目が農地改革に関する緊急質問、八板正君。第六番目が農産物価格に関する緊急質問、矢後嘉藏君。第七番目が政界浄化と選挙取締りに対する緊急質問、田中健吉君。第八番目が経済安定に関する緊急質問、大神善吉君。第九番目が單一為替レート設定に関する緊急質問。第十番目が衆議院解散に関する内閣の権限についての緊急質問。以上を本日の日程に上せることに御異議はありませんか。

○山口委員長 しかし先ほどから問題になつておりました堀江實藏君提出の農産物価格の適正化並びに生鮮食料品の統制撤廃に関する緊急質問の取扱い方については、各位の間に意見が対立しておるようでありますから、やむを得ずこれを採決いたします。

○堀江委員 農産物価格の適正化の問題は、社会党の矢後君のと合うのだが、生鮮食料品の問題はかち合わないで、

今日でなくても、明日でも機会があつたらやらしてもらいたい。

○山口委員長 それではただいまの採決を取消しまして、堀江實藏君の「農産物価格の適正化並びに」というところを消して、生鮮食料品の統制撤廃に関する緊急質問は、明日機会があつたならばこれを上程するという含みのもとに、本日はこれを保留することに御異議ありませんか。

○山口委員長 御異議がないようでありますから、さよう決定いたします。

松岡議長から御報告があるようです。

○松岡議長 先ほど申し上げました通り、議長としては昨日以来むりが続いておりますので、これ以上のむりをしたくない。多くを説明しないでも御了解いただけると思えます。そういう立場から考えるし一面さつき申し上げたような事情もありますので、そういう事柄を前提として、今晚引続きというようなことになることはよくないと思うので、明日不信任案を上程するようなことにすべきであると思うがどうだろう。このことを相談する以前に私は野党三派の代表者との間には十分話し合つてあるから、決してこのことには間違いがないから、そういうじやないかということとを協議したわけであります。きわめて快く、それなら明

日定刻から不信任案を扱うということで、議長の申出の通り、今晚は運営委員会も統行中のことを言いましたし、大體皆さんのお氣持もわかつておつたものですから、明日いろいろな難多なものを残すというようなことをしないようにして、できるだけそれ一本でやつてもらえるようになるだろうと思うから、ということをおっしゃいました。それで快く承知してくれました。どうかひとつそのように御了承願いたい。

○山口委員長 議長にこの場合お尋ねしておきますが、それでは明日定刻より本会議を開き、かねて提出されておつた不信任案を提出する。その不信任案の案文は、文句の訂正があるとか、内容の変更はありませんね。

○石田(一)委員 そんなことは明日の運営委員会でもやればいい。議長がここで言質を與えるようなことは困る。

○松岡議長 私は何も言質を與えるということではない。不信任案を上程するというので、その内容をどうだこうだということとは、私の関するところではありません。

○山口委員長 不信任案の提出ということと、不信任案が可決されるということのお約束は、今総理となさつたわけですね。——それでは大体空氣は察知されましたから、定刻より始めるということには御異議ありませんか。

○山口委員長 不信任案を上程する。それからこの上程後の、たとえば趣旨弁明の時間とか、討論の時間とかいうことは、明日正午運営委員会を開いてこれを決定することにしたいのでありますが、御異議ありませんか。

○成重委員 小会派はただいまお手元に届いておる不信任案に対しては、何ら関係のないことだけを確認しておいてもらいたい。

○石田(博)委員 今の十二時という時間、定刻から始めるといふことには、少しむりを生ずる憂いがあるので、運営委員会開会の時間は十一時にお願ひしたいと思います。

○大池事務総長 緊急質問をこれからやりますときに、要求大臣の主たる方々は参議院の予算委員会の方へ出席しておられて、本議場の方へは出席できないということですから、代理の方でお願ひしたいということでありませう。

○大池事務総長 御参考までに申し上げておきますが、特別職並びに檢察官、裁判官の俸給の支拂いが十一月にさかのぼっておりますが、あれが今度の給與法案と係をともにして、十二月から支拂うことになりまして、十一月までさかのぼることができないことになっております。その法案が今日はまだ出ておらないと思ひますが、明日出て來るかも知れませんから、そのことだけを御承知願ひします。

○山口委員長 他に御発言はありませんか。
運営委員会はこれをもつて閉会いたします。

昭和二十三年十二月二十三日(木曜日)

本日の会議に付した事件

常任委員会専門員の任命並びに退職及び調査員の任命に関する件

本日の本会議の議事に関する件

○山口委員長 これより運営委員会を開きます。

本日の議事日程等について、事務総長の報告を求めます。
○大池事務総長 本日の議事日程に載っております分は、まだ自由討議が延期されたままの形になっておりますので、それだけ載せております。本日は不信任案を上程するというお話がありましたので、その取扱い並びに今日まで來ているものを申し上げます。まず皆さんのお手元に御配付申し上げます。それから平和の祈りに関する決議案というものが今朝出ておりますが、これはまだオーケーが來ておりません。それから挙國內閣樹立に関する決議案が小澤専七郎さんから出ておりますが、これはオーケーが來ております。

それからただいま佐竹さん以下六名から、やはり「吉田内閣を信任せず」という不信任案が出ておりますが、これはまだオーケーの手続中でございます。それ以外に健康保険法の一部を改正する法律案、これは参議院から参りまして、こちらの厚生委員会を上つております。これは民間給與のベースがわかりました関係で、健康保険の標準報酬を改正しようという法案であります。これだけでございますから、その取扱い方並びに順序等を御決定願いたいと思います。

○笹口委員 こちらから出した予算委員長上山山榮吉君解任の動議は、どうなつていますか。

○大池事務総長 これは延期になつております。

○成重委員 ただいま事務総長から御報告のありましたように、本日新しい事態が発生いたしましたことに関して、これは超党派的に國民の一人として痛切に考えましたので、ここに超党派的に各党派の方々三十名ばかりの御賛成によつて出してあります平和の祈りに関する決議案について、われわれとしては、この機会に國民として大いに考えさせられるところがありますので、特にこの決議案を本日の議題に先だつてお取扱いを願いたいと思います。その内容はきわめて簡単でありまして、東條英機以下戦争犯罪人の処刑が、本日午前零時に執行されたのを知り、衆議院でかか

る戦争犯罪が再び繰返されるのを日本國民として防止することを誓い、かつ日本國民が人類の幸福のために、平和の祈りを行うというのであります。これはぜひ御賛成を願います。

○笹口委員 今の平和の祈りの問題は、私どもは初めて何うことであり、まだオーケーも来ていないので、オーケーが来たら私ども一應党へ諮つて態度を決したいと思います。が、その前にすでに前から提出されております野党三派の共同不信任案の取扱いを御協議願いたいと思います。

○山口委員長 野党三派共同の不信任案を取扱うに御異議ありませんか。

○山口委員長 それではさようにいたします。

○成重委員 これはもう間もなくオーケーが来ると思いますが、オーケーが来ましたら、その取扱いについてあらためて御相談を願うということを付言しておきます。

○山口委員長 しばらく速記をとめてください。

○山口委員長 それではこの不信任案の取扱い方について、各党から、賛成、反対の討論者の申入れがありますが、その順序等については、事務局に一任することに御異議ありませんか。

○山口委員長 採決の方法をどういたしましたでしょうか。

○佐々木(秀)委員 不信任案という決議案は、申すまでもなく重要な決議案でありますから、この採決の方法は、記名投票でお願いしたいと思います。

○山口委員長 先ほど細川君からも同様の意見もございましたし、また民主党の方でも御賛成になつたようでございますから、採決の方法は記名投票とすることに御異議ありませんか。

○松岡議長 今事務総長のお話によりますと、お気の毒だけれども小会派の不信任案は、オーケーが来ないそうです。これかきまりました以上は、早くその方針で御協議を願います。

○成重委員 それでは一應休憩してもらつて、相談の機会を與えてくれませんか。

○山口委員長 速記をとめてください。

○山口委員長 速記を始めて……。それではこの場合十分だけ休憩して、その間委員会はこのまま待機しておりますから、どうぞすみやかに御協議を願います。

それではこの際暫時休憩いたします。

○山口委員長 これより休憩前に引続き会議を開きます。

○成重委員 今小会派の各派の方々と御相談いたしました

が、ただいま提案されて議題となつております不信任案に對して、われわれの方から提出しております不信任案提出者を合流していただきまして、大体おとりはからいを願いたいという意見がまとまりました。その提出者にはわれわれの方から別途に出してありました各会派の提出者の名前を確認をしていただきたい。

○山口委員長 提出者を読んでください。

○大池事務総長 提出者は佐竹晴記、堀江實藏、相馬助治、加藤吉太夫、木村榮、長谷川俊一、それから荒畑勝三、以上の方々であります。

○成重委員 そのうちの加藤吉太夫さんを消しておいてください。

○大池事務総長 承知いたしました。

○山口委員長 それではただいま成重委員の申出を承認するに御異議はありませんか。

○山口委員長 御異議はないようでありますからさように決定いたします。

○成重委員 そういたしますと、私の方はこれに対する賛成討論をしますが、討論は佐竹晴記君ということに申し込んでおきます。

○榊原(亨)委員 先ほどわが党からは長谷川君が提出者

になつておりますが、これを中野寅吉君にしていた方がいい。またあるいは変更するかもしれません。

○林百郎君 私の方も党の代表者を徳田球一君と直していただきます。

○堀江委員 労農党は野老誠君であります。

○田中(久)委員 第一議員倶楽部は中村元治郎君です。

○長谷川(政)委員 それから時間の問題ですが……。

○山口委員長 時間の問題は速記をとめて協議をいたしましょう。暫時速記をとめてください。

○山口委員長 それではただいま大体お話し合いになりました時間を申し上げます。趣旨弁明を別にいたしましたして、民

自党は六十分、社会党も六十分、民主党も六十分、國協党は二十分、社革が二十分、その他は十五分であります。

○山口委員長 それではそういうことに決定いたします。

○大池事務総長 そうしますと採決後の手続をいかがいたしますでしょうか。

○山口委員長 採決後暫時休憩し、その際議院運営委員会を開くというような方法にいたしたいと思います。御異議ありませんか。

○山口委員長 それではさようにいたします。

○中野(四)委員 挙國內閣成立に関する決議案及び健康

保険法の一部改正法律案はいつやるのですか。——これは不信任案をとにかく一番最初に上程するということの前提ですね。

○山口委員長 そうです。休憩してただちに運営委員会を開いて、その際その取扱い並びに諸般の問題を御協議申し上げます。

○倉石委員 本会議は何時から開きますか。

○山口委員長 本会議は午後四時半に開きたいと思っております。暫時休憩いたします。

昭和二十五年五月一日(月曜日)

本日の会議に付した事件

地方税法案について、両院協議会を求めの件

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(古島義英君提出、衆法第二一号)

吉田内閣不信任決議案の取扱いに関する件

回付案の取扱いに関する件

日本放送協会経営委員会の委員となるべき者の指名につき同意の件

電波監理委員会委員長及び委員任命につき同意の件

閉会中の委員会の審査に関する件

事務局の人事承認に関する件

本日の本会議の議事に関する件

○大村委員長 これより会議を開きます。

まず内閣不信任決議案の取扱いの件を議題といたします。

○大池事務総長 私から簡単に御説明申し上げます。吉田内閣不信任決議案が、苦米地義三君外七名からと、共産党の野坂參三君外三十五名からと二案出ておりますので、この取扱いをどういうふうにいたしますか、おきめを願いたいと思います。事務的に申しますれば、一つの内閣に対する両不信任決議案でありますから、一括上程いたしましたして、両方の説明を聞いて、一括討論しまして採決に入ります。採決は一括いたしますれば一案の方だけやつて、残りのものは議決不要ということになります。

○大村委員長 それでは一括上程することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○大村委員長 それでは一括上程に決しました。

○大池事務総長 そこで第一案の苦米地さんの方は、趣旨弁明は苦米地義三さんがおやりになるように聞いております。共産党の方は、趣旨弁明は聽濤さんということであり

ます。討論は、ただいまのところ賛成論討いたしましたして三宅正一君、農協の松本六太郎君、労農の黒田寿男君、社革は佐竹さんということであります。

○石田(博)委員 反対討論は植原悦二郎さん、本間俊一さん、小坂善太郎さんがやります。討論時間は一定のわくをきめて、各派の人数によつて割当をしていただきたいと思ひます。

○大村委員長 ちよつと速記をとめて……

○大村委員長 それでは速記を始めてください。

昭和二十六年八月十八日(土曜日)

本日の会議に付した事件

講和全権委員及び講和全権代理任命につき国会法第三十
九条但書の議決を求めるの件

講和会議に国会議員団を派遣するの件

議院運営小委員及び庶務小委員の選任に関する件

岡崎内閣官房長官より説明聴取の件

運輸審議会委員任命につき事後承認を求めるの件

商品取引所審議会委員任命につき事後承認を求めるの件

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めるの件

公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本国有鉄道監理委員会委員任命につき同意を求めるの件

鉄道建設審議会委員の補欠指名の件

決議案の取扱いに関する件

緊急質問の取扱いに関する件

各委員会の閉会中審査に関する件

委員派遣承認に関する件

法制局の人事承認の件

本日の本会議の議事に関する件

○小澤委員長 次に決議案並びに緊急質問の件を議題に供します。

まず第一に、内閣総理大臣吉田茂君不信任に関する決議案を議題に供します。石野久男君。

○石野久男君 内閣総理大臣吉田茂君不信任に関する決議案をわが党から出しておるのでありますが、これは先ほど国会法三十九条の規定によつて議決を求める件でも問題になりましたように、今回調印されようとしております講和条約につきましては、その内容において、特に第六条等における問題は、日本の憲法に触れる問題があるとわれわれは考えております。なお日米安全保障協定の問題は、先ほ

どの官房長官の説明によりまして、すでに講和条約草案の内容に含まれておるといふようにいわれております。これらの問題は、吉田内閣総理大臣からは私どもに対してほとんど草案の審議過程においては十分の説明をなされないで、独善的に秘密的に行われて来たものであります。今回私どもがこの講和条約に調印をする全権を派遣するにあつて、私どもとしてはこういうような内閣総理大臣の、特にそれが行政府における態度としまして憲法を無視するよるうな行為は、日本の岐路を決するこの問題につきましては非常に重大であると考えております。私どもとしては、このような総理大臣の態度は、今日行われんとする講和会議の調印にあつては許しがたいものであると考える。その意味において、内閣総理大臣吉田茂君は日本民族の興亡を決する重大問題である講和につき、国会と国民に対し条約草案の十分なる説明をなさず、世論と国会を無視し、秘密独裁的に憲法違反の講和条約並びに日米安全保障協定に、軽率にも調印せんとしている。よつて内閣総理大臣吉田茂君の退陣を要求するという決議案を、三十名の連名によつて運営委員会にお諮りしておるわけでありす。よろしく皆さんの御協議を願います。

○小澤委員長 ただいま御提出になりました内閣総理大臣

吉田茂君不信任に関する決議案は、本日ほかに多数の議題もございますので、その議題終了後あらためて運営委員会を開催して協議いたしたいと思いますが、これに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○小澤委員長 多数であります。本日の議事の終了後運営委員会を開いて取扱いを決定することにいたします。

昭和二十七年六月十七日（火曜日）

本日の会議に付した事件

回付案の取扱いの件

決議案の取扱いの件

国会職員法の一部改正の件

衆議院事務局職員定員規程の一部改正の件

衆議院法制局職員定員規程の一部改正の件

裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程の改正の件

正の件

本会議の議事に関する件

○石田委員長 さよう決定いたします。

次に、吉田内閣不信任決議案というのは、本日はいかが

でございますか。

○椎熊委員 われわれの方は、共産党を除く各派で、これと同一趣旨のものを目下寄り寄り相談中であります。おそらく題名としてはこれと似たようなものが出て来るのではないかと思われませんが、その先に、こんな散発的な小さなものを出されても意味がない。

○竹村奈良一君 今散発的とかなんとか言われたけれども、ともかくこういう不信任決議案というようなものの取扱いは、早急に取上げてもらいたいと思うので、従つて本日上程せられんことを希望いたします。

○石田委員長 御意立の対立がございますが、どうしても本日上程しなければならぬと思われる方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田委員長 挙手一名。よつて本日は上程せざることに決します。

昭和二十七年六月十八日（木曜日）

本日の会議に付した事件

国会職員法等の一部を改正する法律案（石田博英君外一名提出、衆法第七二号）

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案（石

田博英君外一名提出) (第一号)

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案 (石

田博英君外一名提出) (第二号)

回付案の取扱いの件

決議案の取扱いの件

本日の本会議の議事に関する件

○倉石委員長代理 速記を始めてください。懇談をとじま
す。

領土に関する決議案は、本日保留することにいたします。

第二に、吉田内閣不信任決議案について、その取扱いを
御協議願います。

○稚熊委員 われわれの方では、共産党と角度が違った意
味においてこういう決議案を出そうと野党連合で相談中で
すから、こういう妙な、やぶにらみみたいなものには反対
いたします。本日のところは、留保願います。

〔やぶにらみとは何だ〕と呼ぶ者あり

○土井委員 これはただいまお話にありましたように、野
党連合の方で不信任案を出そうという話が進められつつあ
りますので、共産党の方に対してはなはだ申し訳ないこと
であるが、野党連合の案が大体決定するまで、その間に折

衝の機会もあると思いますから、それまで御留保願いたい
ということです。

○倉石委員長代理 それまで当分の間、留保するに御異議
ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○倉石委員長代理 御異議がありませんから、さように決
定いたします。

昭和二十七年六月十九日 (木曜日)

本日の会議に付した事件

回付案の取扱いの件

決議案の取扱いの件

緊急質問の取扱いの件

本日の本会議の議事に関する件

○石田委員長 さよう決定いたします。

次に、吉田内閣不信任決議案を議題にいたします。

○梨木委員 私の方は、ぜひきよう上程してもらいたい。

○土井委員 これは、昨日私の方からお話し申し上げて大
体野党の方でも会期末あたりに出すようだから、それまで
保留していただきたいというので、了承されておるのです。

○石田委員長 それでは本日は保留いたします。

昭和二十七年六月二十六日（木曜日）

本日の会議に付した事件

決議案の取扱いの件

本日の本会議の議事に関する件

○石田委員長 さよう決定いたします。

そこで、吉田内閣不信任決議案が二件出ております。これは本日上程するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○石田委員長 それでは、右二件は本日上程することに決めます。

ついでには、右二件の取扱いを御協議申し上げます。事務総長から大体の方針を御説明願います。

○大池事務総長 お手元に差上げてありますが、共産党の方の井之口政雄君外二十二名提出の吉田内閣不信任決議案と、それから北村徳太郎君外十二名提出の吉田内閣不信任決議案、これは共産党以外の野党各派の連合でお出しになりましたものですが、この二件の取扱いを御決定願いたいと思っております。この前からの運営委員会では、共産党

の決議案は、同様のものが野党分派から出て来るから、そのときに一緒に取扱いをきめようということになつておつたものであります。従来の取扱い方は、同一案件が同時に出て参ります場合には、大きい会派の方から逐次上程をいたして、一つがきまれば、あとの案は同一運命ということで、審議不要という取扱いをいたして来ております。この前もそういう取扱いになつておりました。

○石田委員長 お諮りをいたします。同一案件でございますから、これを逐次上程するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○石田委員長 さよう決定いたします。

その場合は、大会派からの提出のものから順次上程するに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○石田委員長 さよう決定いたします。

○梨木委員 委員長、ちよつと意見を……。

○石田委員長 御意見はどうぞ。意見はいいのですが、決定はいたしました。

○梨木委員 決定する前に……。

○石田委員長 はなはだ申訳ございませんが、聞えませんでしたら、決定してしまいましたから、今後気をつけます。

○梨木委員 これはしかし、今事務総長から御報告がありました。前に出ておるものから扱うべき性質のものだと思ふのです。大きな党派とかいうことでなくて決議案というの、やはり受付順にやるべき性質のもので。

○倉石委員 そうはきまつてない。

○石田委員長 御意見といたしまして、この次から御相談を申し上げます。今は決定をいたしました。

そこで、討論等についてお諮りをいたします。

○梨木委員 討論の問題ですが、私の方は今……。

○石田委員長 ちよつとお待ち願います。討論はこつちに出ているものを一応説明して、追加の場合はあとでお願いします。

○大池事務総長 それでは、ただいままで出ております討論の通告について御説明を申し上げます。ただいま出ております野党各派の吉田内閣不信任決議案に対しては、趣旨弁明を北村徳太郎君がいたしたいという通告でございます。それから討論といたしまして、反対討論が自由党の山口喜久一郎君、賛成討論としては、社会党の浅沼稻次郎君と、それからただいま通告の参りました共産党の井之口政雄君、それから社会党第二十三控室の赤松勇君、労働党の岡田春夫君、以上五名の通告がございます。

○石田委員長 他に討論の御通告はございませんか。

○椎熊委員 わが党からも賛成討論をしたいと思ひます。

○倉石委員 趣旨弁明でしよう。

○椎熊委員 さらに念を押ししたい。

○倉石委員 念はいいでしょう。

○椎熊委員 わが党の方で強く主張すれば、やらせないというわけにも行かないわけだから、わが党の確保時間を他の党に上げたい。

○石田委員長 時間はこれから御相談申し上げます。

○土井委員 時間の点はこういう問題だから、あまり気にしないでいいではありませんか。

○石田委員長 大体のめどをつけておきたいと思ひます。懇談に移します。

〔速記中止〕

○石田委員長 懇談をとじます。

討論時間の前に、討論者についてお諮りいたします。山口喜久一郎君、これは許すに御異議ございませんね。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○石田委員長 それから浅沼稻次郎君、これも御異議ございませんね。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○石田委員長 それから井之口政雄君、これも御異議ございませんね。

○倉石委員 これはちよつと待つてください。あなた方連合で出したものを、共産党に賛成討論をさせるのですか。念を押して聞いておるのです。

○松井（政）委員 賛成するといふのだから、いいでしょう。

○土井委員 やりなざるなど言うわけにはいかぬ。

○石田委員長 井之口君までは御異議ございませんね。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○石田委員長 次に、小会派から、今事務総長が読まれた赤松勇君、岡田春夫君のほかに、ただいま農協協会の小平忠君、社民党の小林進君の討論申込みがございまして、四名になりますが、この件はいかがでございませうか。

○椎熊委員 いつものルールの通りでいいのではないですか。

○八百板正委員 これは各党の立場がそれぞれありますから、時間は短かくしても、みんなに少しずつやらせるようにしていただきたい。

○石田委員長 ただいまそういう御意見もございしますが、前例通りという御意見もございませう。

○土井委員 前例通りというのは、こういう大きい問題は、予算案とか、それと同じような前例通りということじゃないですか。

○椎熊委員 それですよ。不信任決議案というようなものは、予算案並の前例だ。

○石田委員長 念のために申し上げておきますが、予算案その他の場合に時間を上げたことはございませう。しかし、それはその都度、前例といたさないと申合せによりてやつたのであります。従つてそれは前例ではございませぬ。

○土井委員 前例ではないけれども、とにかくこの場合には、そういう取扱いをしたらいいでしよう。

○石田委員長 それを前例として取扱われるならば、今後の取扱いとして注意をいたさなければなりません。

○土井委員 それは前例として議論するのではなくて、この問題はそういう取扱いをしていただいたらどうです。

○石田委員長 そういう御意見として承ります。そこで反対の御意見はございませうか。

○倉石委員 小会派代表として一名出ているのが前例でありますから、原則通りに、そういう取扱いをいたしたいと思ひます。

○石田委員長 それでは、御議論が二つございませう。お話

合いがつきませんか。

〔「つかぬ」と呼ぶ者あり〕

○石田委員長 お話合いがつかなければ、やむを得ません。それでは小会派代表として一名のみを許すということに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田委員長 挙手多数。よつてさよう決定いたします。小会派において代表一名を御決定願いたいと思います。

それから、討論時間はどよういたしますか。

○倉石委員長 討論時間は十分。

○石田委員長 懇談に移します。

〔速記中止〕

○石田委員長 懇談をとじます。

討論時間についての申合せを申し上げます。討論時間は、原則を二十分といたしまして、若干時間については議長において適当におとりはからいを願うことにいたします。

右不信任決議案の採決は、記名投票で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田委員長 さよう決定いたします。

昭和二十八年三月十四日(土曜日)

本日の会議に付した事件

決議案の取扱いの件

本日の本会議の議事に関する件

○福永委員長 ただいまより会議を開きます。

まず第一に御協議を煩わしいことは、北村徳太郎君外十五名から吉田内閣不信任決議案が提出されております。これが取扱いにつきまして御協議をいただきます。

○椎熊委員 昨日本会議散会后、われわれ野党三派共同提案によつて内閣不信任案を提出しております。これは重大な問題でございますので、あらかじめ諸君も予期しておつたことと思ひますが、このために昨日はいろいろな法案等を全部処理したわけですから、本日これを主たる議題として、大体これ一本で行きたい。従つて内閣不信任決議案ですから、すべての案件に先んじて本日の本会議の劈頭に上程して、そうしてその審議を進められんことを希望いたします。

○福永委員長 ただいま椎熊君から発言がありました。が、本案についてはその案件の性質上これを先議し、また本日の他の日程等の振合い等を考へて、本日これを一本だけ上

程するということに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 御異議がないようでございますから、さように決定いたします。

そこで、さらに御協議をいただきますが、本日これを上程するといたしまして、趣旨弁明、討論等につきましていかがいたしましたものでございましょうか。

○椎熊委員 趣旨弁明は、わが党の北村徳太郎君がやることにきめて届け出ておりますが、これは時間的にはそんなにたくさん時間を必要としないと思います。三十分程度でよろしいと思いますので、その程度をお認め願います。趣旨弁明にはもとより時間の制限はないはずだと思いますけれども、ないからといって何も冗漫にやる必要はありません。ごく簡潔に、要領よくやつていただくつもりであります。

○福永委員長 副議長が発言を求めていますので、これを許します。

○岩本副議長 先ほどこれ一本ということで、その通りでけつこうだと思っておりますが、これが終つてからちよつと休憩してもらふ必要が起るように思います。従つて、次の日程がありますから、考え方としては一本だが、これ

で終りだということではなく考えておいていただきたいと思えます。

○福永委員長 ただいまの岩本副議長の発言は、不信任案の決定後、可否いずれにしても、その後において本会議を休憩したい、こういう申出であります。いろいろ考えますと、その必要があるうと思えます。どうぞ右につきまして各位の御賛成をいただきたいと思えます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 御異議がないようでございますから、さように決定をいたします。

それでは事務総長から討論の通告等について説明をいただきます。

○大池事務総長 趣旨弁明は、お手元にあります通り北村徳太郎君、討論はお手元に参つておりますような順序で、反対討論周東英雄君、賛成浅沼稻次郎君、反対中山マサ君、賛成原彪君、岡田春夫君、以上五名の届出がございます。

○椎熊委員 この反対討論は、どなたでもけつこうですが、やはり周東君のような立場の人がやられるということは、党全体を代表しての御意見だと思います。今ここには中山マサさんも出ておるようですが、これらは同じ党派の同じ

主張のもとに立つ人のようですから、周東さん一本にして、すつきりした形でやつていただくわけに参りませんか。

○有田(二)委員 われわれも権熊君の御意見に賛成するにやぶさかではありませんが、これはほかの法案と違いまして、実は解散をかけての決議案が野党三派から提出されている。いつもの問題なら小会派で話し合いがまとまったものについてやつていただくということはけっこうなのですが、この際はまったく解散の算が非常に多い内閣不信任決議案でありますから、自由党としては中山マサ君をやめさせることには異議はありませんが、同時に、この際はすつきりした形で、改進黨、社会党両派、自由党一人というところでお願いしたい、こうわれわれは考えております。

○福永委員長 それでは有田君の御発言は、岡田春夫君の通告が出ておりますが、これを御遠慮願いたいということでございますね。

○有田(二)委員 そうです。

○福永委員長 それでは中山マサ君は撤回されますか。

○有田(二)委員 撤回します。

○田中(織)委員 その点でございますけれども、自由党の方ができるだけ一本にされるということであれば、それに賛意を表したいと思うのでありますが、小会派の関係は、

これは従来の慣例もありますので、もし小会派の方でまれば、賛否いずれにいたしましたとしても、もしその希望があれば——現に一人は小会派の方から出て来ているわけですから、その点を確かめた上で討論を認めるべきである。小会派の方でどういう順番になつていくかわかりませんが、もし小会派の方でまれば、現に希望があるのでありますから、認めてやるべきだと思います。

○有田(二)委員 一応普通の法案でありましたら、私も田中織之進君と同意見であります。小会派で話し合いがついてやられるなら当然であります。今度の場合は成立する算の多い決議案であります。しかも小会派の中で賛否わかれておるわけです。そこでこの場合は野党三派の提出したものであるから、野党三派ですつきりした姿で、しかも原則にもどつて、交渉団体としての立場において、堂々と与党、野党が本会議においてやる。小会派にやらすべしというのは平素のことで、今日の重大なる時局においては、自由党としても、今権熊さんのおつしやつたようにすつきり一本ということが正論であつて、この際はすつきりと、いわゆる国会法にのつとつた線において堂々と与党、野党がやるという建前において御賛同を願いたい。

○土井委員 ただいま有田君の御意見は、私はもつともだ

と思うのでありますが、実は従来慣例といたしまして、小会派がまとまつた場合にとつたこと、そのまとまつた場合ということ、本来の趣旨から行けば、その提出されておる議題に対して小会派全体が賛成とか反対とかいう意思が明確になつた、その上に立つての発言を許すというやうなことが私はほんとうは正しいのだと思うのであります。小会派内部において賛否が相わかれておるけれども、話合いが成立したからといつて発言を許すということは、ちよつと違う筋じやないかと思われる。昨日も、御存じの通りスト禁止の法案に対して相反するところの意見があるにかかわらず、同友会の諸君に対して賛成の討論を許しておるわけであります。もとより、いわゆる解散を賭しての内閣不信任案の問題で、非常に重大であつて、それをすつきりした形でやつて行きたいという考え方については、私は満腔の賛意を表するものではありませんけれども、従来慣例を無視するということは、これもまたいかがかと思われるので、小会派の方でまとまつた場合はこれは許していただくという、この前例をあまりくつがえささないという態度で臨んでいただきたい、こういうことを希望申し上げておきます。

○有田（二）委員 土井さんのおつしやることもまことに

ごもつともであつて、われわれも決してその御意見に反対しておるわけではありません。しかし、それは平時の問題であつて、今日のいわゆる公式な——いつも公式ですが、特にきようは決戦態勢のときでありますので、国会法にのつとつて——これは小会派三派がともに反対である、ともに賛成であるというように一緒の場合は別であります。内閣不信任という、お互いに消えてなくなるという重大な問題に直面しておるときでありますから、正攻法で、国会法にのつとつて堂々と私はやつてもらいたい。従つて、この次からの法案は別でありますけれども、この場合に限つて、私は正攻法で、国会法にのつとつた交渉団体においてこれをやるということに何とか御賛成を願いたいと思ひます。

○松井委員 有田君の意見は、原則的にはまつたくその通りであると思ひます。ただここで、重要な問題だから、やはり小会派の方はこの際やめてくれということになりますと、従来重要だからということで、予算案その他この国会で最も重要だと思われる法律案等については前例をつくつて許して来ておる。内閣不信任案等はそれ以上の重要なものになつて来るわけです。だから逆説的に重要だから、やはり小会派といえども、あるものは党をなしておるもの

あり、あるものは国会の中の会派だけのものもありますけれども、従来の先例は、重要だということになればやらせることが妥当だということになっておりますので、きょうは時間等の問題はこれからまた御協議を願うでしょうが、重要だということになればやらせるのが建前ですから、やらしたらどうでしょうか。

○有田(二)委員 ほかの問題なら別であります。内閣不信任の問題でありますから、これだけは、今回に限って国会法にのつとつてやる。お互いに代議士になつてそうして代議士をやめるまでの間、一回くらは国会法にのつとつて正々堂々とやるということに御賛同を願いたいと思えます。御趣旨はよくわかるのですが、ひとつその線で……

○田中(織)委員 小会派の関係から見えておりますし、この委員会としては、小会派といえどもオプザーヴァーとしての発言もあるわけですから、一応希望を聞いてやつていただきたいと思えます。

○福永委員長 田中君のただいまの御発言、これは先ほどの土井委員の発言とも関連するのでありますが、いわゆるまとまるということにつきまして、まとまって、それではだれかにやらせようというまとまり方と、賛否どちらかという態度においてまとまるというまとまり方と、まとまり

方が二つあると思えます。従来まとまったというものを扱う場合におきましては、これは態度が一つにまとまった場合ということが先例になつておつたと思えますが、ごく最近はそうではなくて、小会派で話し合いをつけて、それでの会派からやらせようというまとまり方が前例にもなつております。従つて、いずれの先例をとるかということになると、原則的な先例と、例外的な先例とがあるわけであり。その点について、ただいま有田君その他からの御発言もあつたのでありますが、つまり有田君の表現を用いますならば、この内閣を信任するかしないかというような重大なことについての案件でございますから、そのまとまり方は、だれかに発言させようという程度のまとまり方ではない。全部の態度が賛否いずれかに完全にまとまつておるのでない現在の状態におけるの発言は、御遠慮願いたいというお話のようでございます。それにつきまして、ただいま田中君の発言もございまして、この案に対する態度その他につきましても、小会派から、どういう意味のまとまり方で今お申出になつておるか、ちよつとお話を願います。

○荻野委員 実は昨日、三派で話し合えば発言を許すというお話がございましたので、昨日話し合ひまして、私の方の木下君に発言をお許し願つた次第でございます。従いまして、

本日かような重大な問題に關しまして実はよく相談いたしたわけではございませんが、先ほどいかがかというお話がございましたので、簡単に、昨日そういう話があつたので、前例に基いて、よろしいと、私はそう申し上げた次第でございます。その検討の結果、反対でありや賛成でありやということに對しましては、私もこれから帰つて皆さんに相談しなければ御返事申し上げかねる次第でございますので、この点に對しましては、ここではつきり御返事を申し上げることができません。その点御承知おきを願ひたいと思ひます。

○中村英男君　私も、大体きのう皆さんの御意見で、小会派が話し合ひをすれば一人ずつ発言ができるというふうに了解しておつたものですから、きょう岡田君の方からそういう申出がありまして、それではきのうの話し合ひの順序に従つてよからうという話し合ひをしておりました。そこで、できればそういう意味合ひで、有田さんの御意見もあります。小会派もお許しを願ひたい、こう思つております。

○椎熊委員　私は、小会派の方々は発言の機会が非常に不足で、実はお気の毒な場合も多いと思ひます。それで前々から原則をきめて、一本にしたら一人は出せるという道を開いたわけです。原則的には発言の機会はないのです。そ

れでは非常に氣の毒だからというので、そういう原則を立てた。しかし、ふだんと違ひまして、内閣を信任するかしないかという問題で、岡田君は内閣を信任しないという討論をしたという。それで小会派が全部内閣不信任に賛成ということになると、すつきり一本になるので、それなら私は慣例を尊重して発言を許してしかるべきであると思う。

けれども、この重大な問題で小会派の間にそれぞれ考え方が違つとなれば、これは小会派を代表した発言とは見られないのじゃないか。きょうの場合は非常に氣の毒ではあります。意見が一致しなかつたら、賛否の意思表示は堂々としてできるのでありますから、演壇で発言をすることについては御遠慮願つた方が、運営をスムーズにやるためにも、將來混乱を起さないためにもいいのじゃないか、ここでその原則を再確認しておく必要があると思ふ。その意味で、私は不信任案賛成に小会派が一本になるならば、堂々と岡田君に登壇していただくか、しからずんば反対です。

○中村英男君　大体われわれは小会派ですから、発言の機会が皆さんの御同情を得て来たわけです。小会派三つの中では、どんな問題でも意見が食い違ふことはあるものですが、もし椎熊さんの意見通りにすると、今後三派は、あらゆる問題について意見を統一しないと発言できないという

原則に立ち返ることになると思いますが……。

○椎熊委員 そうではないのです。私は、ふだんの法案の審議等の場合は、小会派の人でも発言の機会を得たいというのとは当然だから、そういう場合には、相談して一人出すという意見がまとまつたらやつてもよろしい。しかし、きょうは内閣を倒すかどうか、信任するかしないかという、有田君の言葉をかきとって言えば決戦態勢のときなんです。そうすると小会派の方々の間でも、不信任案に反対の人から言うと、ああいう発言をされては困るという人も出て来ないとも限らぬ。そこで、そういうことになつては困るから、きょうの場合は一応やめてもらいたい。ふだんの法案等については、なるべく発言の機会を与えるように努力いたしたいと思っております。野党側としては、みなそういう気持を持っておるのです。

○有田(二)委員 普通の法案のときは、修正とか、いろいろ民意を入れるという方向のものもありますが、この内閣不信任案というものは、イエスかノーか、右か左かしかない問題でありますから、今椎熊さんがおつしやるように、右なら右と小会派が一致される場合は、われわれは当然原則に基いて許すべきだと思います。けれども、右と左へ小会派がわかれるようなことがあるならば、私は今椎熊さん

のおつしやることはまことに正しいことで、その線で行くべきであると考えます。

○福永委員長 いろいろ意見が出ましたが、これを要約いたしますと、どうもこの運営委員会の空気といたしましては、今度のいわゆるゆるまり方について、本件は、案件の性質上、賛否の態度についても御一致、しかもだれか小会派の中から一人やるということについても御一致という、そういう完全なまとまり方においてどなたか討論をされるのならば賛成するという御意見が多いようでございますので、その内容は、本会議までに賛否等はそれぞれ御決定になると思っておりますが、今そういう御意見があつた、それに合致しておるような状況であるとするならば、どなたか許すということにいたしておきまして、あとは小会派でお話合いの結果いたすことにいたしたいと思います。

○石田(一)委員 私この際、特にこの運営委員会において考えていただきたいと思ふことは、今小会派々々々とおつしやりますが、いわゆる小会派の中には無所属会というのがあります、いずれにも属していない、ただ控室が一つであるというので会派のような形にきめられておる、これも小会派である。労働党というのは、なるほど議員はわずか数名であります、少くとも法の命ずるままの手續

をとつて、りつばな政党としての存在を認識されておる。

こういう政党は、たまたま時利あらずして、議員の数が四人であつただけで、一人々々ばらばらの、控室がないからというので一つの部屋に入つておる小党派とは違う。ちやんと正当な手続をとつて、その党費の出入にまで嚴重な規制を受けている政党を、たまたま当選議員数が少かつたからという理由のもとに政党として扱われないで、これが一人々々の無所属と同じに扱われるということになると、ちよつと国会運営上、その発言等の問題に関しては、党としての存在について根本的に考えなければ矛盾があると思うので、この際こういう点も考慮の上、こうした小党派の発言について論議すべきではないかと思ひます。一応念のため申し上げておきます。

○福永委員長　それでは、先刻私から申し上げたような取扱いにいたすことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○福永委員長　それではさように決定をいたします。

なお、ちよつと念のために申し上げますが、先ほど事務総長が報告いたしましたほかに、只野直三郎君から本案に反対の討論の通告が今出て来ておりますので、申し上げておきます。

そこでこの討論につきまして、時間はどの程度にいたしますか。

○土井委員　内閣不信任案の討論でございますので、趣旨弁明の点については、先ほど椎熊委員から時間的な関係の表明がありました。わが党の淺沼君の討論にいたしましても、おそらく三十分以内で討論は終結する見込みでありますから、約三十分ということで御了解を願ひたいと思ひます。

○田中（織）委員　私の方の原君も、大体三十分より少し内輪で終ると思ひますけれども、まあ三十分ということでは……。

○福永委員長　自由党の方は……。

○吉武委員　同じでございます。やはり三十分くらい。

○福永委員長　それではいずれも討論は三十分とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○福永委員長　それではさように決定をいたします。

なお、先ほど申し上げましたような意味で一致いたしましたならばでございますが、現実に討論通告等から見まして、賛否両論の通告があるような状況でございますから、ただいまのところでは話がまとまつていないと思ひます。また

まつた場合には、この三十分というのいかがかと思えますが、この際はこれを論ずる必要はないかと思えます。

それから採決の方法、これは案件の性質にかんがみまして記名投票にいたしますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それではこれは記名投票をもつて行います。

開会の時間はいかがいたしましたでしょうか。これは各党派、特に自由党においてはいろいろ御事情が御ありのようでございますから、大体三時ごろ開会ということを目安にしておきまして、多少の弾力を持たしておくといいことではないかとでございますか。

○田中（織）委員 一番大きな、これを受けて立つ立場の与党の方に事情があるということであれば、むげにその事情を無視するわけには行かないと思います。しかし、これはかなり前から予定されていた問題でありますから、あまり時間がおそくなつて、夜に持ち込むというようなことになることもいかがかと思えますので、できるだけ予定された時間に開かれるように、特に自由党の方においてまとめたいかどうか、この点強く希望しておきます。

○土井委員 ただいま田中君のお話がありました、われわれの方としても、与党内部のいろいろな事情等について

は十分考えてはおりますけれども、あまりおそくなるようでしたら、成規の手續によつて、議長職権で会議を開いていただくよう要請をする場合があり得ることだけを、一応御留意おき願いたいと思えます。

○福永委員長 それでは大体三時を目安にいたして、多少の弾力性を持たせるということで決定をいたします。

次に、本日からのごとき案件が上程されますので、NHKの方から、実況放送をさしてもらいたいという申出があります。またラジオ東京からも同様の申出がございます。従来かくのごとき取扱については運営委員会にお諮りをいたしておりますが、いかがいたしますか。

○椎熊委員 これは天下の耳目がきよようの国会に注がれておるときですし、特にこういう文化的な事業ですから、多くの人たちにこの実況を見てもらいたいという意味で賛成いたします。

○田中（織）委員 その点には異議はありませんが、この前テレビの関係であつたか、実況放送に対してアナウンサーその他の主観が若干入ることは私やむを得ないと思えますけれども、主観を越えた批判的な形のものが多いので、特にこういう与野党鋭く対立しておる問題については、純粹に客観的な実情の報告を国民にされることが望ましい。

主観を交えた批判的な解説等を加えることは、これはひとつ十分慎重にやつていただきたいという希望を強く述べさせていただきます。

○福永委員長 それではただいま田中君の発言の点にかんがみまして、忠実に客観的に実況放送をやつていただくように、私どもの方からそれぞれNHK及びラジオ東京の方に申渡しをいたしました、これを許すことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○福永委員長 それではさように決定をいたします。

そこで先ほど申し上げました通り、本案が採決されました直後、本会議を休憩をいたします。従つて、議院運営委員会もまたいろいろ御協議しなければならぬことが起り得るかと思ひますので、議院運営委員会はただいまのところ休憩にいたしておきます。

昭和二十九年四月二十二日（木曜日）

本日の会議に付した事件

議員荒木萬壽夫君の逮捕について許諾を求める件

決議案の取扱いの件

漁港審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本国有鉄道経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

緊急質問の取扱いの件

本日の本会議の議事に関する件

○菅委員長 秘密会を終わりました、会議を公開いたします。

この際御報告を申し上げておきます。先ほど社会党左右両派より内閣不信任案が議長の手元に提出されました。統いて、時間的には一時間くらいあつたでしょうが、日本自由党から内閣不信任案が提出されております。提出された以上は、本委員会での取扱いについて御協議願いたいと思ひます。これは提出された党から要求がございましたので、その取扱いをお諮りいたします。

○土井委員 御承知の通り、内閣不信任案というものは、内閣の構成の上に非常に重要な関係がございます、政府と立法府の関係においてもきわめて重要な関係を持つておるのであります。提出されました限りにおきましては、次回の本会議、すなわち二十四日の本会議にこれを上程いたします、審議を進めることが妥当だと思ひます。従つて、二十四日の本会議に上程するということを御決定願ひ

たいと思います。

○山本(幸)委員 ただいま土井さんから御発言がございました通り、私も、この不信任案の取扱いについては、きわめて早急におやりいただきたい。先例によれば、堂々陣を張る不信任案については、過去の記録を調べてみましたところ、翌日上程いたしております。しかし明日は本会議の定例日でもございませぬので、明後日の定例日の本会議に上程できるように御決定おきたいと思っております。

○園田委員 これは社会党並びに日本自由党から出された不信任案でございませぬから、早急にこれを上程するには反対でございます。しかし、今出された問題で、わが党としては、率直に申し上げます、これに対する態度はきわめて重大な関係がありますし、いろいろな意味で相談する点もございませぬから、明後日に予定されておる議院運営委員会でその取扱いを決定するようにしていただきたいと思っております。

○土井委員 ただいま園田君の方から、明後日の本委員会で取扱つてもらいたいという御説がありました。不信任案ということの性質から行きまして、本日中に明後日上程するということをはつきり御決定願つておいて、討論その他技術的の関係においては明後日の運営委員会で御相談す

ることもよろしいが、上程することだけははつきりきめておいていただきたい。

○園田委員 土井さんの御説も、ごもつともですが、事務的のこともちろんですけれども、わが党と自由党においては、ただいま重要会談を申し込んでやつております。また不信任案のことについては、提案者の方にいろいろ御相談すべきこともありますから、そういう点もならみ合せて、明後日の議運で取扱つていただきたいと思っております。

○山本(幸)委員 改進黨の党内事情はよくわかりませんが、私はこれを明後日上程していただきたい。改進黨には恐縮ですけれども、明日中にそれぞれの党内事情をおまとめ願つて、なお自由党の方とも、折衝があるならば、それもまとめていただきたい。そうして明後日上程ということをお願いしたい。討論のことについては、土井さんの言われたように明後日でけつこうでございませぬが、一日あれば改進黨の態度もきまると思いますが、そうべんべん延ばせないものですから、お願いをいたします。

○菅家委員長 これは、改進黨からそういう申出がありますが、今まで取扱つた先例等もありますし、内閣の不信任案のごときは最も重要であると思っておりますので、従来のルールを乱すようなことでなく、いついかなる場合でも正々

堂々と与野党が決戦をすべき性質のものでありますから、従来の取扱いからあまり離れた取扱いをすることは、将来に非常に悪例を残すと思いますから、今の園田君の御意見もまことにごもつともと思います。今日出ますれば、明後土曜日の定例日にこれを上程することはいたしかたがないのじないか。自由党の諸君が、今党に相談に行かれましてから、すぐ帰ると思いますが、委員長の方では、自由党もやむを得ないだろうと思うし、本日出た場合に、土曜日にやらざるを得ないのじやないか。今までの慣例を破つて来週に持ち越すということになりますと、今後こういうことが一つの例になりますので、その場合期間を延ばしてしまふことができることは、いずれの党が与野党になりましても、この取扱いが至難になつて来ます。やはりこれは土曜日というのが最も穩健なやり方であると思うから、園田君の御主張の、党の関係も御折衝にならなければならぬと思ひますけれども、ひとつそういうことに……。

○園田委員 委員長の御意見は了承しております。もちろん私は、本件は、これに反対という発言ではなく、提案された方々の考慮が願えるならばという意味の発言でございますから、委員長の発言でけっこうでございます。

○菅家委員長 それでは、内閣不信任案は、二案とも一括

して、明後日の本会議に上程することに決定をいたします。なお、この種議事日程は、公報に從來はあまり載せなかつたような面もあつたのでありますが、これだけの重大案件でありますから、本日決定いたしました以上は、公報に載せたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○菅家委員長 御異議がありませんから、さよう決定いたしましたして、不信任案の取扱いは明後日の土曜日に上程する、このことを公報において知らせるということに決定いたします。

なお、当日の議事の順序その他は、土曜日の午前中にこの委員会を開きまして、討論時間その他の打合せをいたしたいと思ひますが、異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○菅家委員長 御異議ありませんから、さよう決定いたします。

昭和二十九年四月二十四日（土曜日）

本日の会議に付した事件

議員荒木萬壽夫君の逮捕について許諾を求めの件

決議案の取扱いの件

本日の本会議の議事に関する件

○菅家委員長 次に、内閣不信任案の取扱いを議題といたします。一応事務総長より簡単に御説明を願います。

○大池事務総長 不信任決議案は御承知のように二本出ておりまして、鈴木茂三郎君外百三十四名提出の不信任案、それと三木武吉君外七名提出の不信任案が出ております。この不信任案は、本日これを上程するということで、日程にもあげるといふ御決定に基きまして、日程第一、第二と順次提案の順序によつて、なおまた大会派の順序によつてあげてあるわけでございます。従つてこれが上程の方法、趣旨弁明、討論等について御協議を願えればけっこうだと思います。討論の申出があります分は、鈴木茂三郎君外百三十四名提出のものについての趣旨弁明は、鈴木茂三郎君がいたしたいということでございます。三木武吉君外七名提出のものは、趣旨弁明を三木武吉君がいたしたいということでございます。これに対する討論は、反対といたしまして自由党の本多市郎君、賛成といたしまして右派の加藤十君の申出がございます。

○菅家委員長 ただいま事務総長より御説明申し上げました本件の取扱いは、従来二つの異なつた政党より提出され

ました場合の取扱いによりまして、これを委員長としては逐次上程いたして行きたいと思いますが、御異議ありませんか。

○椎熊委員 実はこの内閣不信任案の問題について、目下わが党と自由党との間に重要な案件で折衝中なのであります。その結果によつては、わが党はわが党独自の不信任案を提出することがあるような状態も想像せられるのであります。またこのまま出さぬという状態もあり得る。賛否についても、その交渉の結果でなければ今は表明できない状態にあるわけです。従つて今ここで順序等がきめられても、それは一応のものだと思ひます。わが党の最後の態度はまた自由党の最後の態度でもありまして、その点を勘案して一応のとりきめなら私は同意いたしますが、最終的な決定とすることは困る。

○土井委員 ただいま椎熊さんの方からの御意見がありました。改進黨の態度が決定されておらないということのために、きょうのとりきめを一応というような冠詞をつけておりますが、それに対しては私は反対であります。要するに改進黨の態度の決定いたしますが、いたさないかということとは別個の問題といたしまして、もし改進黨が不信任案を出すようなことになりましたら、先ほど委員長が言

われました、大会派から逐次ということでありますので、提案されております鈴木君を初め百三十四名のものが一番大きな数でございますから。社会党の案からやつて、その次に改進黨が出される場合は改進黨の案ということで、逐次御審議を願えばいいし、なお賛成、反対の討論等につきましては、改進黨の態度が御決定になりまして、それが賛成であろうと反対であろうと、議場内において申入れがあれば、この賛否の討論に参画されることは当然の権利でありますから、それをわれわれは一応認めることについてはやぶさかではございません。従つて、この場合における御決定は、ただいま委員長が言っておりますように、不信任案を逐次上程いたしましたして、そうして審議を進めるということに御決定を願いたい。このことを要求いたしておきます。

○椎熊委員 ただいま土井君からの御発言の中にあります、大会派からの順序ということでありましたれば、もしわが党が不信任案を出した場合は、わが党は純然たる野党第一党ですから、それが優先すべきものです。社会党は両派合せて数だけ多くなっておりますけれども、右と左は厳然と別な党派です。これを一つの党派とは世間も見えておりませんし、私はなおさら認めません。従つて、わが党が出

す場合は、野党第一党たるわが党が優先権を持つことは当然でございます。

○菅家委員長 ちよつと委員長からお諮り申し上げます。ただいまの御議論は仮定のもとに立つ御議論でございます。改進黨からもし不信任案等の提出がございましたならば、適当に委員長はそのことをお諮りすることになります。取扱いは、ただいま委員長が宣告いたしました通り、逐次上程するということにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅家委員長 御異議なければさよう決定いたします。

なお、討論等は、場内においていまだ申出のない改進黨から申入れがありました際には、これを許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅家委員長 御異議ないものと認めて、さよう決定いたします。

討論の時間は、従来の例もありますが、大体従来は二十分でございます。しかしこれは、先ごろ来からの申合せによりまして、時間を正確に守るという意味で二十五分以内といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅家委員長 それでは討論時間は二十五分以内と決定いたします。

なお、採決の方法はもちろん記名投票。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅家委員長 なお、先ほどの荒木君の逮捕許諾の問題についての採決の方法、討論等はいかがいたしますか。

○椎熊委員 いかがでしょうか。当委員会ではこの問題はかなり深刻に論議したわけです。そこで、たいへんわがままなことをお願いするようですが、本会議でまたこれが討論されて荒木君の名前が出されることは、私ども身を切られるほどつらいのでございますから、討論を省略していただくわけに行きませんか。

○菅家委員長 これは委員長からもお諮りいたしたいと思っております。本日は重大な内閣不信任案が提出せられておりますので、普通なら内閣不信任案一本で行くべきでございますが、荒木君の逮捕許諾の件は日時の関係において先議されることとなりますので、それらを勘案して、討論を省略し、本会議において採決いたしたいと思っておりますが、

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅家委員長 それではそのように決定いたします。採決の方法は記名投票にいたしたいと思いますですが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅家委員長 それではさように決定いたします。

○菅家委員長 次に、本会議の開会時刻でございますが、改進黨の方においても党議決定その他いろいろ御事情があることは重々お察しできるのであります。従来も、各党において、この種の問題のときには、開会時間の延長等もいたしております。従いまして、まず三時ということにいたしておきたいと思いますが、いかがですか。

○椎熊委員 荒木君の問題だけだと、もう少し早い目に開いていただいてもいいのですが、不信任案の問題については、自由党との関係において、わが党の党議決定までには相当の時間がかかりますから、荒木君の問題をきめて一時休憩していただきたい。しかしながら、重大なる不信任決議案の上程をわれわれは阻害したり妨害したりする意思は毛頭ございません。本日必ず適当な時間に結論が出るよう

に万全の努力をいたしますし、その点は私は断言してはばからぬのです。ですから、相当の時間だけはお待ちを願いたいと思います。

○山本（幸）委員 私は本会議開会時間もつと早くしてもらいたいことを主張したのであります。理由は、一応委員長が三時と言われるので同調いたします。理由は申し上げなくとも、すでに不信任案の手続がなされたのは二十二日です。きょうで三日目です。今までの記録を調べますと、不信任案は必ずその翌日上程いたしております。そういう例もありますので、この際不信任案提出の時間をどんどん延ばされては非常に私ども迷惑だと思います。しかも、今椎熊さんの説によると、改進黨と自由党との交渉経緯もある、さらに改進黨の態度決定にも難点があるということ、お説はよくわかるのでありますが、私は、不信任の問題に関して自由党、改進黨がもし私どもの——これは誤解かもしれませんが、もしその通りであるとするならば、何か不信任問題を自由党と改進黨の折衝の具に使われておるような感じも受けなくてもない。これは私の誤解かもしれませんが、そういう不明朗なことはいけないと思っております、三時以後に延ばすべきではない。従つて三時に上程すべきであると思ひます。

○椎熊委員 そういう重大問題については、やはり他党的ことを、今までの慣例から言つても、みな了解しつやつて来たのです。事実不可能な場合に、無理にあなた方だけ議席に着いてやるなどということは、こういう重大問題では前例がないのです。私はこの不信任案を自由党との取引の材料にするということは毛頭ございません。もつと大きな国家的見地から、特に社会党のいわゆる不信任決議案というものに同調してよいかどうかという深い考慮のもとに立つておるのです。この題については非常に対立した議論もあるので、本会議に入るについては、これを一本にして入りたい。こういう重大問題は他党の都合ということも考慮に入れてもらわなければならぬ。今までそういうことが全然無視されたためしはない。しかも私は条理を尽して言つておるのです。きょう上程されないようにとか、時間をひつぱるなどということは断じていたしません。責任を持つて私は申します。

○土井委員 ただいま椎熊君の方から御意見がございますが、もとよりそのことに対してわれわれは、従来の慣例もあるから、考慮の余地がないわけではないのでございます。しかし、この不信任案の問題は、わが党がこれを出すということとは、すでに前から新聞並びにその他の報道機関によ

つて御承知のほずであります。それが二十日に提出されるのが二十二日の午後に提出されまして、その間においても時間的には相当態度を決定するところの余裕があつたはずであろうと思つてあります。従つて、われわれは、改進黨が単独の形において自党の内部関係で時間を延長されるというならば、一応考えられる点があるかもしれませんが、自由党との折衝という、ただいま山本君の意見の中にもありませんが、そういうことではわれわれとしては十分納得行かない点があるような気がするであります。これは私の主観でございますから、間違いがあるかもしれませんが、そういう気がする。しかも、こういう問題が提出されて便々と時間を延長されるということは、われわれとしてはどうてい忍びないところでありまして、三時を期して議場にわれわれは入つてこの問題を上程していただくということが、この段階においては当然のことではないかと思われるのであります。それまでにぜひ改進黨の方といたしましても努力をしていただきまして、三時までに結論を得るように御配慮を願いたい。

○椎熊委員 私の發言中に自由党との折衝という言葉を使ったことは、自由党に対してあるいは迷惑になる点があるかと思ひますが、私は皆さとは長い間ここでやつておる

ものですから、なるべく真相をお伝えして御了解願いたいと思つてこういうことを言つたのです。問題は、自由党の態度というよりわが党の態度なんです。しかも私は、自由党と交渉したということについてあなた方の了解を求めたいのは、不信任案などによつて時局を匡救した方がいいのか、あるいはそれ以上効果的な適切な方法があるかということです。私どもは吉田内閣を信任しておらぬ政党です。しかしそれを、あなた方のように不信任案の出しつばなしで、負けてもいいのだというようなことがけさの新聞にも出ておりますが、そういう無責任な考え方には立つておりません。私どもはもつと責任ある結果を得たいということを考えておりますので、どうかそういうことで御了解願いたいと思ひます。

○池田(禎)委員 ただいま椎熊君から、通ろうが通るまいがというような、それは改進黨がいかによにお考えにしろと御自由ですが、今日改進黨は不信任案の上程されることとがすでに月余にわたつてわかつておりながら、この場になつてそういう言辭を弄されることは迷惑千万です。私どもは他党の内容に干渉しようとは思つておりません。従つて私は本日少くとも三時ということを守つていただきます。これは衆参両院の議員総会で私どもの決定したこと

でございます。私ども出先機関といたしましては、この衆参両院の議員総会の決定をくつがえすということは不可能でございますから、どうかさようお手を願いたいと思っております。

○普家委員長 ただいま開会時間のことについて各党からそれぞれ御発表がありました。改進黨の椎熊君のお話もごもつともございまして、委員長としても、三時といえは今から一時間半以上もあるわけでございますから、一応三時ということをお願いいたしますが、しかし御承知の通り今まで各党の事情によつてはこれが延びて来たのが従来の慣例でございまして、今まで大体各党の話し合いによつて開会することになっております。改進黨といえどもこれをことさらに延ばさないといい表明がありました以上ここで三時ということにいたしておきまして、なおその後各党において御相談の上処置いたしたいと思っておりますので、委員長に御一任を願いたいと思つております。

○土井委員 ただいまの委員長のお言葉は、かなり考慮を払われてのお言葉でございますが、委員長に御一任するということは、それでもけっこうなんです、その場合、委員長は、一任されたら、たとえば三時ということに決定をしておる、ところが改進黨がなお党の態度が決定できない

という場合、委員長の一任の範囲で、たとえばその場合には、一時間くらい、四時くらいまで待つて、それでもいけなければ始めるとかなんとか、ここではつきり言うべきじやないですか。委員長に一任した以上、それが五時になろうと八時になろうと、ということでは、われわは迷惑ですから、その点内意を漏らしていただきたいと思つております。

○普家委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○普家委員長 速記を始めてください。

なお、御報告申し上げて御相談いたしますが、実況の中継放送の件でございます。従来の例によりまして、NHKテレビ実況中継放送並びに民間放送、これを許可いたしたいと思つて、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○普家委員長 なお御相談することがあるかと思つて、本委員会はこれをとじることなく、一時休憩いたしておきたいと思つております。

○山田(長)委員 ただいまの委員長の言葉では了解しにくい点がありますので、もう一ぺん確かめておきたいと思つております。それは、委員長に一任したような形で結論が出たように伺つたのですが、この時間の問題については、大体

三時ということが一応打出されておるわけです。それについての時間の多少のずれは、これは委員長一任ではあるけれども、委員長は、その時間が過ぎたら至急各党の人たちを呼んで交渉なりなんなりするとか、時間の問題はやはり明確に打出しておいていただきたい。

○菅家委員長 ただいまお話の通りでございます。御一任になつても、各党に御相談なくして委員長一人の考え方によつて開会いたすということはございません。

それではこれで休憩いたしておきます。

午後一時四十分休憩



午後四時十五分開議

○菅家委員長 休憩前に引続き委員会を開会いたします。

ただいま改進黨の重光葵氏外七十四名より吉田内閣不信任決議案が提出されました。この取扱いについてお諮りいたします。元来は、内閣不信任案の取扱いは、開会前に出たという前例はございません。大体前日で、翌日という扱いであります。本日は、今までない例で、開会まぎわに出て参つておるのであります。この取扱いについて、簡単な各党の御意見を聞いて、この取扱いをいたしたいと思つておきます。

○園田委員 今のわが党から出ました内閣不信任決議案は、重光葵氏外七十四名となつておりますが、その数はあとで若干増減があるかもしれませんが、右御了承願います。

○山田（長）委員 ただいまの話はふに落ちない点があるのです。増減によつて非常に審議に影響する点があると思うが、もつと明確にすることはできませんか。

○椎熊委員 関係ありません。こういう際ですから、何も隠しておく必要はないと思いますが、この不信任案提出の際は、反対者が場外に出てしまつて、その氏名が明らかでない。賛成者はその場に残つた人全員なんです。従つて出て行つた者は、きつと反対の行動をとるだらうと思つて、それらは提案者というわけに行きませんから、それが明確になり次第消して行くのです。提案者として、案の提出には一向さしつかえないのです。

○菅家委員長 それなら、委員長から改進黨にお尋ねしておきますが、将来の取扱いの例をつくるものでありますから、正確におかねばならぬと思つて提出者の人数の問題は、ただここに何名というようなことで提出はした、それを受付けた、その後において議場内においてふえたり減つたりするということは……。

○椎熊委員 それでは明白にします。

○菅家委員長 不備な書類だと思ふ。——それではただいま改進黨より御訂正になりまして、五十名ということでありませぬ。

先ほど申し上げました通り、内閣の不信任案は、即日開会直前に出されたという前例はございません。この取扱について各党の態度を表明されたい。

○坪川委員 自由党の態度を率直に申し上げますならば、社会党両派から一本にまとまりました百三十五名による不信任決議案を、先ほどの委員会で決定いたしました通りに、ただちに上程していただきたいと思ひます。

○椎熊委員 わが党が突如として内閣不信任案を出した事情は、自由党が一番知つておるはずで、社会党の人は不審に思われるでしょうが、先刻の委員会では大体私はそういうことを申し上げたはずで、御了解願われると思ふ。そこでわが党には、社会党から出した不信任案に賛成の者と反対の者とあると言つたのはそれなんです。結局は、不信任案を出すということは、わが党独自の不信任案が出ておるのですから、それぞれの立場が違ふのですから、そうすると吉田内閣不信任というものの趣旨弁明によつて各党の主張が明らかになる。そういうことで出しておるのですから、どうぞ異例とは私は申しませぬ。当日出したことは幾らも

あると思ひます。どうぞ本日の議案に加えていただきたい。○菅家委員長 それでは各会派とも本日取扱うことに御異議ないようでありますから……。

○土井委員 事務的手続並びにその他の点についていろいろ疑問の点があると思ふのでありますが、しかしそういうような事務上の問題をこの際論議すべきことではございませんので、不信任案が提出されました以上は、これを議題とすることに對して異議はございません。しかしながら、先ほどの委員会において、大体逐次これを審議するということになつて決定しておるわけであります。従つて逐次審議の原則の決定の上に立つて行われなければならぬと思ひますので、委員長においても、決議された事項を十分尊重して、本日の会議を進めていただきたいということを希望申し上げます。

○菅家委員長 改進黨より出ました吉田内閣不信任案は、本日取扱うということに決定いたしました。取扱ひにつきましての具体的な方法は、先ほど決定しておりますが、逐次上程ということになつております。これは社会党の百三十何名提出のものより順を追うて上程することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○椎熊委員 私は、社会党は党が違つておるもので、数をふやしておるだけで、野党第一党という点ではわが党です。これは去年の選挙以来かわつたことはない。やはり不信任決議というものは、従前通り野党第一党が優先です。これから審議してもらいたい。

○菅家委員長 採決をいたします。これは議論の余地はございません。

○池田(禎)委員 採決する必要はない。満場一致で決定しておることです。

〔「それなら頭から認めない」と呼ぶ者あり〕

○菅家委員長 大会派の順序ということはございません。

これはやはり員数の多い方から行くのが隠当で、異議ある以上は採決いたすよりほかございません。

採決いたします。この順序は、社会党提出のものを先にやるということに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○菅家委員長 挙手多数であります。従いましてさよう決定いたします。なお、これに対し小会派より討論の通告がございます。風見章君です。

○坪川委員 小会派の討論は反対であります。

○菅家委員長 自由党は小会派の討論に反対でございます。

○椎熊委員 一括してもらいたい。趣旨弁明ができるとうから私どもそうやっておるんです。(「きまつたきまつた」と呼び、その他発言する者多し) 小会派は五人や六人でしょう。ちゃんと一党を形成しておる交渉団体のものなんだから、一括してやつて、採決は逐次でいい。今までそうじゃないですか。共産党のでも説明はさせたんじゃないですか。

○菅家委員長 風見章君を認めるか認めないかということです。

○園田委員 賛成です。

○椎熊委員 一括上程して、各派に趣旨弁明をやらしてくれなければだめじゃないですか。

○井出委員 小会派の方は、全員一致したのですか。

○菅家委員長 一致しております。時間的にやらせないということなんです。それでは本日のところ時間の関係もありませんので……。

○椎熊委員 委員長、ちゃんと納得の行くようにきめてくれよ。

○菅家委員長 小会派の問題です。それでは小会派の発言はこれを許さないことに決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅家委員長 ただいま改進黨の椎熊君より御発言がありました趣旨弁明の問題でございますが、この点に対しては、事務総長より一応御説明を申し上げることにいたします。

○大池事務総長 説明を申し上げますが、ただいま不信任決議案が三本出ているわけであり、社会党と改進黨と日自党とから出ております。これを一括上程をいたしますれば、その三案ともに議題となつておりますので、おのこの趣旨弁明をいたして、採決は順次とつて行く。一つがきまればあと議決不要、こういうことになるわけであり、まず。先ほどは逐次上程ということになつておりますので、三本あるのを一つずつ上程いたしますから、一つが上程されて、それに討論があつて採決をすれば、二番目、三番目は議決不要になつて、審議不要という形になるわけであり、まず。不信任案の取扱いは、逐次上程の場合と一括上程の場合とがありましたので、その事例を御説明申し上げたのでありますが、ただいまは逐次上程ということにおきまれば、そういう結論にならざるを得ません。

○椎熊委員 私 の 党 は、今 朝 来 あ あ い う 混 乱 の 中 に あ つ て、事務的折衝をしておるとまがなくて、しかも諸君に時間を切られておつかけられて、唐突の間にこういうことをきめて行かねばならぬので、非常に了解に苦しんだ点が多い。

しかし内閣不信任案のごとき重大案件は、やはり徹底して了解の上でやつて行きたいと思う。各党の立場が非常に違うのですから、社会党の不信任案とわが党の不信任案とは、内容において理由書もまったく違つております。それが全然主張ができないということは、あまりにも理不尽だと思います。言葉の上できめた逐次というのは、こういう意味だということも言つてないので、われわれおつかけられておる間に、いつきまつたか知らないうちにそうなつておるのだから、それはお取消しを願つて、一括上程にして、各党に趣旨弁明をやらしていただきたい。

○菅家委員長 お諮りいたします。先ほどの委員会において、内閣不信任案の取扱ひの方法は逐次上程ということにすでに決定を見たのであります。しかし、ただいま即刻出して、このことについて御異議がある以上は、もう一度採決してもさしつかえありませんから、もう一度採決したいと思います。

○池田(禎)委員 あなたは、先ほどの採決でさえも、本日の議院運営委員会が満場一致で決定したものとさえも、重ねし採決いたしました。こういうことを前例にしないというなら同意しますが、そういう方法をやれば、議運の決定をしたることを再三やり直すということを認めることにな

る。

○菅家委員長 さようではございません。先ほどは、二本の不信任案が出て逐次上程となつたのであります。三本を上程することになりましたから、三本を上程するときには、どの方法によるかということをお諮りすることは当然でございます。

採決いたします。逐次上程に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○菅家委員長 挙手多数。

○椎熊委員 わが党には趣旨弁明もさせないのかね。

○菅家委員長 手続上できないのであります。

○椎熊委員 今わが党の佐藤君ですら間違うほど、逐次上程とか一括上程とか、混乱の中でやましくして了解しにくいのは当然だと思ふ。だから君らに頼んでおるのだ。

○菅家委員長 それでは開会時間でありませう。

○中村(英)委員 小会派の発言のことは、雑然として聞えなかつたが、さしてもらえるのですか、もらえないのですか。

○菅家委員長 先刻申し上げた通りであります。

○中村(英)委員 聞こえなかつたのであります。

○菅家委員長 それでは開会は、四時というのが大分遅れましたが、即刻開会……。

○椎熊委員 五時開会を主張します。代議士会に報告するひまもない。

○菅家委員長 報告の時間は十分くらいでよろしいと思ひます。こういうことになりました以上は、四時四十分を開会いたします。

〔異議なし〕「異議あり」と呼ぶ者あり

○菅家委員長 それでは四時四十分の開会に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○菅家委員長 挙手多数。四時四十分の開会いたします。

昭和二十九年十二月六日(月曜日)

本日の会議に付した事件

国会法の一部を改正する法律案(菅家喜六君外七名提出、衆法第一〇号)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

議案の付託委員会に関する件

本日の本会議の議事に関する件

○菅家委員長 なお、一時五分に吉田内閣不信任決議案が鳩山一郎君外二百五十二名より提出されました。御報告だけいたしておきます。この案件の取扱いは、明日の当委員会において決定いたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○菅家委員長 御異議なければ、さよう決定いたします。

昭和三十一年五月一日（火曜日）

本日の会議に付した案件

本日の本会議の議事等に関する件

今回の本会議に関する件

○椎熊委員長 それでは、これより運営委員会を開会いたします。

この際一言所信を披瀝したいと思います。先般来の国会のありさまは、御同様深憂にたえないところでございました。ことに、一昨日の本会議場における私の言動につきましては、静かに反省して、まことにざんきにたえないものがございます。あの際の私の認識は、全く誤解に基いたことでありましたので、幸い本日両党間の考え方が、議長、

副議長のあつせんによつて円満なる解決を見た今日、私といたしましても、将来かくのごとき誤解による行動のないように、慎重なる態度を堅持したいと心がけておりますから、一切を水に流されまして、今後円満なる運営ができませんよう、諸君の同情ある御協力をお願いしたいと思います。（拍手）ここに一言申し上げておきます。

○椎熊委員長 本日の本会議の議事日程についてお諮りしたいと思います。昨夜議長職権による本会議の開会傍頭、議長の宣告が、ああいふ状態のために、徹底いたしませんでした。そこで、岸信介君外十七名提出鳩山内閣不信任決議案は委員会の審査を省略し議事日程に追加してその審査を進むべしとの動議が、中村梅吉君外二十名から提出されております。本日は本会議を開きまして、この動議の審査に入りたいと思うのであります。

○井上委員 ただいま委員長がお諮りいたしました動議の提出につきましては、私も一応了解をいたしますが、議長の昨夜の発議が議場に十分徹底をいたしませんだことは、われわれ社会党の方におきましても、いろいろ反省しなければならぬところがございます。議長職権及び議長の重大な職務遂行ということを考えまして、私も本動議

は特例の措置として、これを本日日程にすることを認めたわけでございます。従って、これは今後先例とかなんとかいうようなことで、将来問題になりませんよう、あくまでこれは異例の処置であるということだけを了承の上で、本日の日程に上すことに賛成をいたします。

○椎熊委員長 ただいま井上君の発言の通り了承するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○椎熊委員長 異議なしと認めまして、さよう取り計らいます。この動議には反対がございます。従って、記名投票をもって採決したいと思えます。さよう決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福永（健）委員 あとで委員長から諮られるつもりかもしれませんが、わが党といたしましては、ここ数日の事態によって、だいぶん案件等の審議がおくれておりますから、明日は定例日ではございませんけれども、定刻より本会議をぜひ開いていただいて、本日の日程に掲載されておりまする案件を中心といたしまして、これを上程して、それぞれ審議を進められんことを希望いたしますので、社会党においても御賛同をいただきたいと思えます。

○山本（幸）委員 御承知のように、明日は定例日ではございませんので、本来これは私も同意すべきじゃないと思えます。しかし、本日は円満に議長のおつせんによりまして、両党間の話し合いがつきまじり、なお、二、三日来の混乱の事態も、今発言のようなこともありまして、そういう意味において賛成いたします。

○椎熊委員長 ただいまお聞きの通りでございます。なお今週は休みが非常に多ございますから、明日は定例日ではございませんが、定刻より本会議を開くことにいたします。議運の理事会は午前十一時、そうして引き続き運営委員会を開くことにいたします。定刻から開くことに御協力を願います。

昭和三十一年六月一日（金曜日）

本日の会議に付した案件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

決議案の取扱いの件

証人出頭要求に関する件

書類提出要求に関する件

本日の本会議の議事等に関する件

件

○椎熊委員長 次は、決議案の取扱いについてでございます。昨日深更になりましてから鳩山内閣不信任決議案が、

浅沼稻次郎君外三名から提出されました。これは当然本日

本会議劈頭に扱いたいと思います。趣旨弁明は浅沼稻次郎

君、これに対して討論の通告がございます。反対討論、自

由民主党宮澤胤勇君、賛成討論、社会党正木清君、小会派

クラブ久保田豊君、これは重大な案件ですから、記名採決

にお願いします。時間は浅沼稻次郎君約一時間、一時間以

内、反対討論宮澤君三十分以内、正木君三十分以内、久保

田豊君十分以内、そういうことでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○椎熊委員長 それでは、さよう決定いたしました。

昭和三十三年五月十七日（金曜日）

本日の会議に付した案件

決議案の取扱いの件

図書館運営小委員長の報告

国会議員の秘書の給料等に関する法律案起草の件

国会議員の秘書の給料等支給規程制定の件

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正の

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に
関する法律案起草の件

本日の本会議の議事等に関する件

○保利委員長 会議を開きます。

浅沼稻次郎君外四名より、昨日、岸内閣不信任決議案が

提出いたされておりますから、これについてお諮りいたし

ます。右決議案はこれを本日の本会議の劈頭に上程するに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○保利委員長 御異議ないと認め、そのように決定いたし

ます。

つきましては、その趣旨弁明は河上丈太郎君が行われる

ことになっております。また倉石忠雄君より反対討論、猪

俣浩三君より賛成討論の通告があります。これを許すこと

といたしまして、その時間はおおむね二十分程度とするに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○保利委員長 そのように決定いたします。

昭和三十三年四月二十四日 (木曜日)

本日の会議に付した案件

回付案の取扱の件

決議案の取扱の件

本日の本会議の議事に関する件

○山村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、池田禎治君から発言を求められております。池田禎治君。

○池田(禎)委員 ただいま社会党は、岸内閣不信任決議案を、浅沼稻次郎君外四名から、阿部五郎君外百五十一名の賛成をもってここに提出をいたしますので、すみやかにこれに対して御審議のほどを願います。

○山村委員長 ただいまごらんの通り、浅沼稻次郎君外四名から、阿部五郎君外百五十一名の賛成を得て、岸内閣不信任決議案が提出されました。

つきましては、これより本決議案の取扱いにつきまして御協議を願いますが、各位もすでに御承知の通りに、去る十八日岸、鈴木両党首会談が開かれ、解散問題について忌憚のない話し合いが行われ、両党首間に円満にいわゆる話し合い解散の了解が成立いたし、本日、本決議案が提出さ

れる運びに至ったものと存じます。つきましては、以上のいきさつにかんがみまして、本決議案は、明日の本会議の劈頭に上程するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決意いたしました。

それでは本決議案の取扱いについてでございますが、その趣旨弁明その他の議事順序について御協議を願いたいと思えます。

○佐々木(秀)委員 ただいま委員長からお話のありました通り、本決議案が提出されるに至りました経緯にもかんがみまして、本決議案の取扱いにつきましては、両党首会談の精神にのっとりまして、各党の立場をお互いに十分尊重し合い、慎重に協議をいたし、本決議案の取扱いを通じまして、今後における国会運営のよき慣行を作り上げたいと思う次第であります。つきましては、その取り運び方については、本日のところは時間の関係もありますので、明日の委員会において慎重にかつ十分に御議論をお願いいたしたいと存じます。

○池田(禎)委員 佐々木君の提案に私は賛成であります。ただこの際、いさいは明日の委員会におきまして申し上げ

る所存であります。先般の両党首会談における申し合せというものは、あくまでもこれを尊重し、その基本に立ったこの不信任案の取扱いというものを重ねて今日お願い申し上げます。おき次第であります。

○山村委員長　それでは、ただいまの御協議の趣旨によりまして、本決議案の取扱いにつきましては、明日の委員会においてあらためて十分に御協議を願ひ決定いたしたいと思ひます。

次に、今回の本会議の件についてでございますが、明二十五日定刻から開会することといたします。従いまして、午前十時より理事会、理事会散会後に委員会を開会することにいたします。

昭和三十三年四月二十五日（金曜日）

本日の会議に付した案件

決議案の取扱の件

本日の本会議の議事に関する件

○山村委員長　それでは、これより会議を開きます。

各位にはすでに御承知の通り、昨日淺沼稻次郎君外四名から、成規の賛成を得て、当委員会を通じて議長までに岸

内閣不信任決議案が提出され、その取扱いにつきましては、昨夕当委員会において協議いたし、本決議案はこれを本日の本会議の劈頭に上程することに決定しておりますが、その際、佐々木委員及び池田委員から特に御発言の次第もありまして、本決議案の取扱いにつきましては、過般の両党首会談の精神にのっとり、かつまた今後における話し合いによる解散の場合のよき、しかも筋の通つた慣行を作り上げるためにも、あらためて本日の委員会において、その取り運び方について慎重かつ十分に御議論を願うことに相なつた次第であります。つきましては、各党より御意見の御開陳を願ひます。自由民主党。

○荒船委員　私は、本案の趣旨弁明の後に、政府より申し出があれば、その所信表明を許さなくてはならないと思うのであります。提出者は、この決議案の趣旨弁明において、内閣不信任の理由を御説明になり、その考えているところをその弁明において逐次なされると思ひます。国会を通じて国民の前に明らかにされることでもありますので、これに対し、政府もおのずから国会を通じて国民にその意思を表明すべきである、こう思うのであります。すなわち、憲法第六十三条において、「内閣総理大臣その他の國務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何

時でも議案について発言するため議院に出席することができ。』という規定があります。帝国議会以来の先例において、内閣不信任決議案について政府が所信を表明した事例が多いのでありまして、このことを見ましても、この憲法の精神は尊重しなければならないものと考えるのであります。またかりに政府が、内閣信任決議案を国会に提出したとすれば、政府はその趣旨弁明をなすことができるものと考えるのであります。野党から御提出になったこの不信任決議案に対し、政府は反対の意見を表明することは許さなければならぬものと申さなければなりません。しこいういたしまして、政府の意見を聞いた後に本案に対する討論を開始するのが望ましいことであると思うのであります。ましてこのたびの解散は、いわゆる話し合い解散でありますので、与野党の双方の了解の基盤に立って信を国民に問うものでありまして、わが国憲政史上最初の事例であります。社会党は、趣旨弁明を通じて内閣不信任の理由を国民に訴え、政府もまた、その立場についての所信を国会を通じて国民に訴えることこそ、議会の権威を高めるところであります。以上理由によって、この際政府に、不信任決議案上程の際には、その所信を表明する機会を与えるよう、新しいしかもりつばな前例を作りたくと考えておる次

第でございます。

○山村委員長 日本社会党。

○池田(禎)委員 荒船君のただいまの御発言であります。これは過去に前例なしとしないということも聞いております。しかし内閣の不信任案が出されたときに、総理大臣がその所信を表明するということは、私は平仄が合わないと思う。よき慣行であるならば、私はあえて慣例にこだわることなく応じてよろしい。しかし、それは国会が召集された場合に、政府が進んで国民の前に所信を明らかにする場合においては異論はございませんが、わが党が不信任案を提出して、現内閣を認めず、現内閣を信任せずということ堂々と公けの機関を通じて上程をいたしたのでありますから、当然私は、この論議を行なって、しかる後に解散をする、これが当然の道ではなからうかと思う。いわんや去る十八日、これはきわめてまれな事態であります。岸自民党総裁とわが党の鈴木委員長が会談をいたしました。そうしてこの両党首会談においては、この所信表明のことは、社会党といたしては受諾いたしがたい。従って、過去のルールに従って、慣例に従って、趣旨弁明、それに対する与野党の反対討論、社会党の賛成討論、しかる後に解散を行う、堂々と尽すべきは尽して、しかる後に解

散を行いたいということは、両党首会議におけるところのこれは公約であります。従つて私は、今日突如とは申しませんけれども、自由民主党の方で早くから要望されておりましたけれども、社会党は、総理大臣の所信表明ということにつきましましては、同意いたすわけには参りませんので、今回は前例に従つて、趣旨弁明を行い、与党の反対討論を行い、社会党の賛成討論を行い、しかる後に堂々と解散を行なつて、そうして本会議をこれによつて進めていただきたい、こういうことが社会党の主張でございますので、私どもはさように申し上げる次第であります。

○長谷川（四）委員 私どももむずかしい理屈でなく、あなたの方から出てきたやつが、要するに不信任決議案であつて、不信任決議案だということになれば、私は、不信任案というものは内閣の更迭を意味しはしないが、解散決議案とそこに意味の相違がありはせぬか、こういうふうには私たちは考えております。従つて、先ほどの荒船さんの主張というものは、当然これは確保しなければならぬ、こういうふうな考えでいるわけでありませぬ。そこで、すなわち首相のはつきりした所信の表明というものは当然必要ではないか、こういうふうな考えますが、その点はどうでしょうか。

○野原委員 私は、所信の表明ができるかどうかできないとか、先例にあるとかないとか、そういう議論をしようとは思わない。私どもが申し上げますことは、荒船君が発言された中にありましたように、この不信任案上程に伴う解散というものは、いわゆる話し合いによる解散である、こういうお言葉があつたと思うのです。「その通り」と呼ぶ者あり）その通りなんです。その話し合いによる解散というものは何かといえば、両党首の話し合いによる解散だ。両党首の話し合いによる下書きをだれが作ったかといへば、やはり両党を代表した、社会党の浅沼書記長と、それから自由民主党の川島幹事長との間でこれはできておるのであります。従つて、その席上でということが話し合われたかと申しますれば、私どもの書記長から、これははつきり私聞いていることだけでも、この不信任案を上程したならば、提案趣旨の説明をやつて、それから賛否の討論を堂々とやろう。もちろん川島氏は、最初はそれを承認しなかつた。内閣の所信表明をやらしてもらいたいということであつた。けれども、内閣の所信表明については社会党は反対だ。反対であればやむを得ません。それでは承知しました。ということでは自民党の幹事長は帰つておる。両党を代表した人々の話し合いによつて、四月の十八日からこの二十五日

まで一週間の国会運営が衆参両院においてなされてきておるのだ。今になって、その所信表明ができるのか、法的にこれを拒否できないとか、それからさせるのが妥当であるとかいうような、そういう難題を持ち出して横車を押そうということとは、私は、ここ一週間の国会運営を認めておきながら、これは承服できない。だから、話し合いによる解散だから、両党首の話し合いの線に沿って、私どもはそれを確認して、内閣不信任案について本日社会党が趣旨弁明をいたしますから、池田君が申されたように、賛否の討論を国民の前に堂々とやって、政府が解散をしたいのなら解散をしたらよろしい。そのように運んでもらいたい。

○長谷川(四)委員　ですから、別に私はあなたの意見をどうこういう意味ではないのです。いずれにしても、われわれは総理がどういうふうな考え方を言ったか知らぬけれども、われわれは将来の議院運営というものによりよい慣行を残さなければならぬ。従って、今度の国会というものは、御承知のように、社会党とわれわれ自由民主党というものが、ほんとうに二大政党というものの誕生とともにこの国会が行われたことは御承知の通りであるので、今後この種のもは、この次からのわれわれの国会では当然常に行われることであるから、よりよい慣行を残したい、こう

いうことであなた方に御相談を申し上げておるのであって、あなた方の御意見と相違するところもあろうけれども、よりよい慣行を残したいというのがわれわれの意見であります。

○佐々木(秀)委員　野原君の今の御発言に対して私は申し上げますが、十八日の会合では、総理の所信表明ということは、一応こちらの方から申し込んで話をしたので、社会党の方ではそれはいけないということを聞いてはおるのです。しかし、総理にやらせないというようなことにきまったということは聞いておりません。これはいまだに未解決のままだろうと私は思うのです。先ほど池田君からいろいろな前例、慣例を指摘いたしました、不信任案に対しては、全然趣旨説明も討論もしないで解散した先例もある。あるいは、討論をやって、途中でやったこともありま。しかし、そういうことは旧憲法下における慣例でありまして、われわれはここに新しい慣行を作ろう、こういう考え方であります。御承知の通り、今度は両党首が会って話し合いで解散をしようということは、前例のない解散なのであります。そこで、前例にこだわらない新しい慣行を作ろうとするならば、私から申し上げるならば、社会党自体も党首、いわゆる委員長みずから陣頭に立って、わが岸

内閣の不信任に対する趣旨を堂々と説明なさつて、それに対して、またわが党の党首が堂々と国民の前にそれに対する反駁をやられて、そうしてフェアにやるというのならば、やはりそんなものにこだわらないで、私どもの方も党首がやるから、あなたの方も党首がやりなさい。そこでお互いの考えを国民の前に明らかにして解散することが、いわゆるよき慣例であり、よき慣行である。国民もなるほど納得するのではないか、こういうことを私は申し上げて、一つ皆さんの御賛同を得たい。こういうのでありまして、約束したとかしないとかいうことは——約束がまだはつきりしていないから、今日ここで議論がなされておるのであります。もうはつきりこれができておるならば、今日こんな議論をする必要はないのでありまして、野原君は、こういう約束をされておると言うが、われわれは聞いていないのでありまして、また約束をしたならば、これは第一線にあるわれわれに対して、こういうふうにきまつておるからというので、議論の必要はない。その点を一つよくお考え願つて、いい慣行を作つてもらいたい。

○野原委員 よい慣行を作るために私も発言をしておる。長谷川君も佐々木君もよき慣行、よき先例を作りたいというので繰り返し主張されましたけれども、この国会の会

期末、あるいはこの解散を間近に控えた国会の運営、これは今後においても相当波乱混乱をきわめるわけでありまして、そういった波乱混乱をきわめるから両党の党首が出て来て話し合いをした。その話し合いをお互いに尊重しなければならぬというので、野党の社会党は、ここ一週間の国会運営に、相当不満もあるし、法案審議についても意見があつたけれども、実はその話し合いというものは尊重しようじやないかということできておる。よき慣行とは、両党首の話し合いを尊重するということだ。これを尊重しない慣行がもしこの議運において、議運では決定権があるから、その話し合いをひっくり返す、こういうことになる、今後の国会運営というものはできないと思う。それでこれは今佐々木君は、川島幹事長から十分確認をしていないようですが……（「いや、しておる」と呼ぶ者あり）どうも確認していないようだ、これははつきり確認してもらいたい。僕は書記長から確認してきておる。だからあくまでも所信表明はあなたの方が主張されて、これに社会党が反対した。それではやむを得ませんというので、やはりこれは賛否の討論をやるということになっておるのですよ。だから、この話し合いというものは尊重してもらいたい。

○佐々木（秀）委員 それならば私は、こう聞いたとか聞

ないとか、約束したとか約束しないとかいうようなことを議論しておるなら、これはもう仕方がない。どこまでいっても果てしがないのであります。われわれの方は聞いていない。それからわれわれの党の人——私だけならば、あるいは聞いていないとか、間違いということがありますが、一人残らず聞いていないのであって、そういう話はあるたということですよ。そういう話はありましたけれども、この不信任案の取扱いをどうこう、ああしてこうしてといううな、ちゃんと演出ができたといううなことはないのです。ないからこそ先ほど理事会においても、今日までその取扱いについていろいろ御相談も申し上げ、どうしたらよき慣行が作れるかということの話し合いをしておるのであって、きまつておるのなら、今日ここでこうして委員会を開いて議論する必要も何もない。もちろん両党の間ではつきり約束ができておるのなら、われわれは十分尊重します。それをくつがえすといううなことは、これは信義に反することです。しかし、それはきまつていないということをお聞いておるのです。

○池田(禎)委員 自由民主党の方で、幹事長がそういう約束をしておらないと申されるならば、この両党首会談におけるところの最初の話し合いというものは、両党の話し

合いによって解散の順序をきめる。もう一つの付帯事項としては、すみやかな法案の審議については野党の協力を求めるということがあったのであります。従って、社会党といたしましては、両院において、この与党の申し入れを、政府の申し入れというものを両党首会談において了承し、これをそれぞれの機関に移すということになったのであります。従って、両党の対策委員長会談というものが開かれ、わが党は昨日までの間、また本日も参議院におきましては、政府の提出法案に対しては十分の協力をいたしております。そういう取るべきものはさらっと取って、そうして両党首会談におけるところの申し合せということになると、所信会談に譲ってもらわなければならないということになると、所信表明をやらしてくれというのは、これは両党首会談の意義というものをじゅうりんするものでありまして、私どもとしてはどうして承認することはできません。のみならず、私どもの方は、最初川島幹事長を通じて両党首会談の申し入れがあったときに、中央執行委員会、総理大臣の所信表明といううなものを条件とするならば党首会談に必ずする必要はなし、それは両党書記長、幹事長会談をもって足ります。従って、そのものは除こうということで党首会談になったわけでありますから、このことを今日川島幹事長

が知らぬ存ぜぬと言つても、私どもは中央執行委員会にまで持ち出してこのことを承認して、しかる後に、この条件を付するということで党首会談をやつたのでありますから、これは本日、自民党としては、私ども社会党が趣旨弁明をやり、自由民主党が反対討論をやり、社会党が賛成討論をやつたのでは、二対一ということであるから、従つて、総理大臣に発言させて国民の前にアピールするというお気持はわからないことはありませんけれども、これは社会党といたしましても、また従来のルールからいたしましても、どうていこういう異例の措置は許すわけには参りません。ただし、佐々木君が申されましたけれども、過去の前例は幾つもあります。不信任案が出たとたんに、趣旨弁明を許さずに解散を行なつたこともあります。趣旨弁明後に解散をしたこともあります。賛否両論討論をやつた後に解散した例もあります。こういうことは幾つもある例がありますので、私は必ずしもその例にこだわるものではありませんけれども、総理大臣の所信表明というような、少くとも内閣を不信任しておる総理大臣の所信を聞くことは、野党の何人もこういうものを要求しておる者はございません。むしろ拒否しておるのでありますから、これは厳として党の方針であることを御了承願ひたいのであります。

○山本(幸)委員 さつきからいろいろ聞いておると、いわゆるへば理屈が多過ぎるように思う。それは、要するに池田君がるる述べたように、今までにいろいろな慣例はある、あるけれども、少くとも戦後の慣例で、不信任案の上程に際して総理大臣の所信表明というものは一つもない。それがまず第一点。それから第二は、先ほどから述べておるように、党首会談をやらせるについてはぜん立てをやつて、書記長、幹事長会談で、結局は所信表明をやらせない。その裏をひつくり返せば、そのかわり社会党も、反対賛成は別にして重要案件について審議を促進してもらいたい、促進しましょうという、裏をひつくり返した言葉がちゃんとなる。ようございますか。そこで、そういうような経過を踏んだことは、これはわれわればかりでないと思うのだ。新聞、ラジオ、テレビジョン、一切のものがこの点を確認して報道しているのですよ。これはもう間違いない。その当時の新聞を見てもその通りだ。そういう公党と公党の、しかも代表者の約束を——それはよき慣例を作るとか、よき慣行を作るとか、そんな慣行や慣例みたいなものは、お互いの主観的な立場でどうにでもなることで、そういうこととは別に、少くともそういう約束をされたということ自体が、話し合いによるこういう事態を作つたということ

で、そのこと自体がいい慣行だと思う。従って今、この際、もしそういうようなあなた方の議論で、議運は議運で独自にやるのだということになれば、もはや党首会談も、あるいは両党の代表者会談も、今後の国会において開く必要はないということになる危険性もあると思うのです。そうすると、われわれとしてはきょう限りの国会であるけれども、今後やはり選挙後の国会を継続するについて、僕はそれでは運営上困るのではないか、またそういうことはやるべきでないと考える。もしそれをもあえてやるとするならば、議運は解散のことで議論すべきではない。いつ解散に持つていこうかは政府の意思で、解散権は政府が持つておるので、われわれがタツチすべきではない。われわれがここできめるのは、不信任案の趣旨弁明と賛否両論の討論と、採決をきめたらいい。それは議運の国会運営に対する当然のルールです。従って採決をきめるまでやりなさい、そんな途中のことをきめる必要はない。政府は政府で独自に解散権を持つのであるから、それをわれわれがとやかく言うべきではない。こういうことが正しいと思います。

○小牧委員 話し合いによる解散が確かにいい前例だ、これは私どももわかるのです。また議運がその取扱いについていろいろ論議をして、さらによき慣行を作ろう、そういう

う努力もよくわかります。しかし、今山本さんが言われた通り、趣旨弁明をやつて、賛成、反対の討論をやつたあとに首相が所信を表明するということが、果して今あなたに言われるようなよい慣行であるかどうか、これはいろいろ論議があると思う。また首相も、あえて所信表明にはこだわらないということも言っておるのだから、われわれが議運のよい慣行を作ろうという努力でそこまでやらなければならぬかどうかということは、僕は疑問があると思う。だから僕は、今言われた通り、堂々と趣旨弁明と賛成、反対の討論をやつて解散、ということが一番いいと思う。

○佐々木(秀)委員 われわれが不信任案の取扱いに対して、それほどよき慣行を作る必要があるのかということをお話ですが、それは国会議員として大いにあるのです。これを議運できめるということは、よき慣行にもなり、きめ方によっては悪い慣行にもなるのです。私の言うのは、今度はフェアで、しかも堂々と話し合いで解散しようというのだから、野党の党首が出て不信任の趣旨説明をする、わが党の党首が出てそれに反駁するということは、不信任にからんでおるので、何もこだわることはないじゃないですか。同時に、こういうことも言えるのですよ。不信任というのは、たとえば今の岸内閣ではだめだ、信任が

ないからやめろという不信任で、解散決議案とは違うのですよ。そうして一たんその組上に上された人は、たとい懲罰の動議が出ても一身上の弁明というものは許しておるのですよ。それならその議論を進めていけば、内閣自体の一身上の弁明を許さないで、出した方だけの勝手なことを言つて解散するというのが、果していいか悪いかというよゆうな議論にもなるでしょう。そこであなた方にしたつて、われわれ国會議員にしたつて、お互いにいい慣行を作るということで努力することは、一幹部のみではない、われわれ一国会議員も、進んでそのいい慣行を作らことに努力すべきことは当りまえだと思ふ。

○小牧委員 佐々木さん、今の話ですが、議運がよき慣行を作ることに努力をしないとかがするとか、そういうことを僕は言っているのではないので、所信を表明させるということがいい慣行であるかどうか、それには大いに論議がある、こう言っているのです。それは誤解しないで下さい。

○栗原委員 たとえば今佐々木君が言つた通り、一身上の弁明の機会を与える。こういうことも、考え方によっては成り立つと思ふのだ。しかし今回は、場合が違うと思ふのです。

○佐々木(秀)委員 ிட்டだつて同じだ。

○栗原委員 ちよつと待つて……。それはなぜ僕がそういうことを言うかという、そういうことを党首会談において話し合いが進められて、そして与党の方で、岸さんの方ではこれを主張した、川島さんの方では主張した。しかしそれは工合が悪い、その善悪はいろいろ批判があるが、そういうことになつて、それではしようがありませんというところで話がついた以上は、今回はその問題についての観点が違つておるけれども、われわれの方は、そのときにそういうことで話がついたということで、われわれは議を進めているわけだ。そうすると、その話がついた内容でここでもつて議事の段取りをきめていく、これ以外にはないと思ふのだよ。

○佐々木(秀)委員 これは、言つた言わないで議論したつて仕方がありません。そうすると私が申し上げたいのは、ここにまた当事者を呼んで、お前言つたか言わないかと聞く、そんな不見識なこともできませんから、われわれとしては十分真偽を確かめます。あなた方も、もう一ぺん真偽を確かめて下さい、ここで一たん休憩して下さい。

○野原委員 ちよつと休憩の前に委員長にお尋ねいたしますが、この議運は……。

〔発言する者多し〕

○山村委員長 静粛に願います。

○野原委員 社会党から出した岸内閣不信任案の上程を論議する議運だと思う。私どもは、解散についての論議はしていないのだ。社会党が不信任案を出したのだから、その不信任案の取扱いをどうするのか。だからこの取扱いというものは、慣例に従って時間をきめて、趣旨弁明があつて、賛否の討論をやるのだ。解散するかどうかは政府がしたらいいのだ。採決までをきめる。だから、そのことだけを議運できめたらいいのだ。山本君が言うように、解散をするかどうかということは政府の権限なんだ。だから、その間に政府がどう出るかということまで、われわれ議運としてはタッチすべきでないと思う。

○佐々木(秀)委員 それなら不信任のことだけきめればいいのだということになれば、今度のは、両党首の間で解散のことまで話し合った不信任じゃないですか。解散を二十五日にしようという、その解散を含めた不信任の取扱いを論議しているのでしょうか。解散のことに触れない不信任なら別です。解散を含めた不信任案だから、ただの不信任案の扱いはあまりもおかしい。

○池田(禎)委員 先ほどの話を伺つておると、私は、立法府というものと行政府というものを混同した議論をや

つていると思う。今社会党が提出しておる岸内閣不信任案は、この院の意思を私どもは問わんとしておるのです。衆議院の意思を問わんとしておるものであります。従つて、ここで総理大臣が所信を表明することは、立法府と行政府とのあまりにも混淆の事態を招くことであつて、そういうことは明らかに好むべき事柄ではございません。先ほど例をとつて、懲罰に付せられた者といえども一身上の弁明を許すと言われるが、わが党の提出いたしましたこの岸内閣不信任案は、院の意思を問わんとするものであります。従つて、行政府は意思表示をすべきにあらずというのが私どもの国会のルールであります。従つて、この点を間違えないように考えていただきたい。国会というものは院の意思を御決定になればいい。院の意思を決定するに当りましては、二大政党でありますから、あなたの方も堂々と反対討論の代表者をお立てになつて、そして社会党の趣旨弁明に對して反駁なさるんなら、与党を代表する方がおやりになる。承わるるところによると、三木武夫さんがおやりになる、そうであります。堂々と自由民主党の立場を披瀝する、これが二大政党下におけるところの公論でありますから、この点を紛淆しないように願いたい。

○長谷川(四)委員 ちよつと山本君、あなたのお話によ

ると、趣旨弁明をやって、反対、賛成の討論をやって採決をする。そうして採決をしておいて、その後には今度は総理がその所信を表明をする、こういうので、そうなるってくとそれでいいわけだな。

○山本（幸）委員 そんなことは言いませんよ。私の言ったのは、約束があるとかないとか、話し合いをしたとかせぬとか、おれは聞いておらぬとか、こういう議論をされるから、少くともそのことについては客観的にすでに確認事実になっておる。新聞でも、ラジオでも確認事実になっておる。もしそれがいけなければ、さつき栗原君が言ったように、両党の幹事長、書記長を呼んで聞いていただくほかにないと思うが、それもできないということになれば、結局そういう話し合いを否定するという立場になる。それでは今後の選挙後における国会の運営に支障を来たすのではないか。従って両党の約束については、これを守っていくという慣習を特に守ってもらいたい。しかも、それもできないというなら、われわれは解散の問題をここで議論すべきではない。その話し合いすら否定的な態度なら、解散の問題はすでに議論すべきにあらず、議運は議運として、不信任案の扱い方についてだけでここで検討すればよろしい。そのためには戦後の慣例としては、不信任案の趣旨弁明あ

るいは討論の途中に、総理大臣が所信を表明した慣例はございませぬ。従って、戦後の従来の慣例通りに、やはり趣旨弁明をやり、そこで両党の討論をやり、そしてなお採決まできめたいと思うのです。それ以外にここでやる必要はないという本筋の議論に今度は戻るといふのです。約束をしてないとか、話し合いを聞いていないということをおっしゃるなら、そういう本筋の議論に戻すべきだ、こう申し上げているのです。その点を区別してもらわないと……。

○佐々木（秀）委員 こっちの方の党首が、不信任にからんで自分たちの立場を国民の前に表明することを拒否なさるといふことが、いい慣行だと私は思わないですよ。

○佐々木（良）委員 今の佐々木さんのお話で、よき慣行であると思いなさらぬのだと言われても、われわれの方で思いなざれば仕方がない。そうすれば、これまでの筋の通った一番普通の運営より仕方がないと思います。今の佐々木さんのお話によると、提案理由を社会党がやるなら、社会党の方も党首で堂々とやり、私どもの方も所信表明を党首で堂々とやつてと言われますけれども、やるかやらぬかも、おのおのの党首を出すか出さぬかも、こっちの勝手であつて、われわれの方では、必ずしも党首が出るか出ない

かわからない。それがいい慣行であるかないかというのは、おのおのの判断ですから、ここで佐々木さんの言われることが一番いい慣行だということで、全員一致してやはりそれがよからうということになれば、新しい問題が生れるでしょう。しかしながら、半分以上の者が、やはりこれはよくないことであると思えば、そのこと自身がよくないことにならざるを得なくなると思う。そのときはやはり原則論に立ち返って、どういった約束があつたなしという問題を抜きにして、普通の議案の取扱い方で、提案者が提案の説明をして、賛否両論が行われるという筋に戻るより仕方がない。その上のことをやるんなら、また両党首が相談してもらえば別ですが……。

○荒船委員 だいたい社会党さんの方のお考えは飛躍したお考えのようです。飛躍を過ぎて、どうも考えが違つておるように思われます。そこで、せっかくこの議会は円満にきたことでもありますから、社会党さんも一つ党内でよく御相談して、その両党首会谈の様子をよくお聞きになつてきていただく、われわれもまた党へ帰つて、一つ幹事長及び党首と話し合いをして参りますから、その間暫時休憩をしていただきたいと思えます。

○野原委員 その前に、今休憩の動議を荒船君が出してお

ります。これはお互いに聞いても、現に二人の者がここに出席をして皆さんの前で証言してもらわなければ、片方はそう言っていない、片方はそう言つておるということなら、これまたおかしいことになるのだ。だから私は、荒船君の動議に反対はしません。私ども、もう一度その真意を確かめてみます。しかし、どうしても話し合いが一致しなければ、場合によっては、この議連の委員会に書記長、幹事長に出席してもらつてもあり得るということを確認した上で、休憩してもらいたい。

○荒船委員 そういうことを確認する前に、議会は議会として、そういう議論であれば採決をするということになります。そういうことはいやですから、休憩する間にちょっと話し合つて下さいということです。

○八木(昇)委員 先ほど来いろいろ議論が生まれて、場合によっては休憩してもいいと思えますが、ただ私どもの納得がいかない点は、どうも不信任案が出ておるのに政府の所信の表明をさせないということは、いかにも議会としては不親切なような感じがする、そういうようなお考えがあるようです。ところが、過去の例を見ても、われわれが内閣不信任案というものを出した、ところが不信任案の趣旨弁明も全然やらせないで政府が解散を断行した

ということもあるわけです。ですから、そういうように不信任という考えを持っておる者の意見というものを、国会を通して国民に知らせなかつたという、きわめて非民主的なやり方の場合もあつたのですから、一切はやはり過去の慣例を基準とし、さらに両党首会谈の話し合いの結果を基とし進めていただくよりほかありませんよ。

○山本(幸)委員 荒船君と佐々木君の言つたいわゆる休憩動議……。

○山村委員長 そうかどばらないで……。

○山本(幸)委員 これは、動議として扱うのはよそ、もう少しやわらかくいこう。そういう要求、それに対して野原君の言つたようなことを含めて——条件じゃないですよ、そういう意見も含めて両方で相談をする、そういう意味において賛成します。

○山村委員長 それではお諮り申し上げます。荒船君から、しばらく休憩のお話が出ておりますし、野原君からも一つの希望条件が出ておりますが、これを参考にしまして、一応しばらく休憩することにして、なるべく早い機会に再開をして結論を得たいと思いますから、暫時休憩いたします。

午後三時五十七分休憩

午後四時二十三分開議

○山村委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど来、種々御協議を願つて参りましたが、遺憾ながら両党の間において意見の一致を見ることができないようでございます。意見の一致を見ない以上、これらの点につきましては、委員会としては規則の建前等もあることでございますから、採決をもっていずれに決定することはいかかかと存ぜられるのでございますが、ただ今回の解散は、二大政党下の新しいケースとして両党首の話し合いに基くものでありまして、双方公平に、堂々と解散を行うべきことが、話し合いの基盤となつた精神であることにかんがみ、その特殊事情を考慮して、両党の立場を公平にする建前から、解散権を行使される内閣に対し、当委員会としては不信任決議案の上程に際し、話し合い解散の性質から見まして、両党の代表が平等かつ公平に発言を行われるまでは少くとも政府において解散を行わないように要望いたしておきたいと思うのでございますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼び、その他発言する者多し〕

○山村委員長 異議があるようでございますから、この際

やむなく採決をいたします。

○野原委員 提案がはっきりしない。

○池田(禎)委員 ちよつと待つて下さい。委員長のただいまの御発言によりますと、両党公平にと申しますが、私どもは、この不信任案の取扱いというものは、すでに通告をいたしておりますように、わが党は河上顧問が趣旨弁明をいたしまして、与党は三木武夫さんが反対の討論をされるやに聞いております。さらに私の党は、勝間田清一君がこれに対する賛成の討論をいたします。これをもってすべてを終了するものなり、かような観点に私は立つておるわけでありますが、この点の了承なり保証をいただけるのでありましょうか。

○園田委員 委員長から、話し合い解散の建前上、両党から公平にかつ平等に発言をさせた上で解散をするよう要望するといふ意見であります。それについて社会党は、平等公平とは、趣旨弁明、続いて与党の反対討論、続いて社会党の賛成討論を含むものかという意味でございますけれども、解散は政府の持つておる独自の権限であつて、与党としてのわれわれは、できるだけ公平にやれと要望はいたしますけれども、そこまで到達した結論には参りません。

○野原委員 委員長、それなら反対。

○池田(禎)委員 ただいま園田君の御発言であります。なるほど解散権は政府固有のものであります。私は、これを認めるにやぶさかでありませぬけれども、今日政党政治であり、党政治のもとにおいて二大政党が相対立しておるのであります。従つて、自由民主党内閣でありますから、政府に解散権ありといへども、与党が責任を持つならば、政府をしてさようあらしむることは当然の措置であると考えますので、この点は与党において責任を持つてもらわなければならぬ。

○山村委員長 御意見の食い違いがございますが、ただいま私が申し上げました要望を政府に要望するに賛成の諸君の起立を求めます。

○山村委員長 起立多数。

〔「横暴々々」と呼び、その他発言する者多し〕

○山村委員長 よつて、さよう決定いたしました。

なお、本会議は午後五時より開会することとし、討論時間は三十分程度とするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

昭和三十四年三月二十八日（土曜日）

本日の会議に付した案件

議案の取扱の件

本日の本会議の議事等に関する件

○江崎委員長 これより会議を開きます。

昨日、本会議散会直後、淺沼稻次郎君外四名から、成規の賛成を得て岸内閣不信任決議案が提出されました。つきましては、本日の議事日程第一の通り、本日の本会議の劈頭に上程することになりますが、本決議案の趣旨弁明は、伊藤卯四郎君が行うことになっております。

討論につきましては、自由民主党の福永健司君から反対討論の通告があり、日本社会党の山本幸一君から賛成討論の通告があります。討論時間は、今回は制限をいたさないで、双方良識の範囲内で行なうていただくことにいたしましたと存じますので、御了承を願います。

なお、本決議案の採決は、記名投票によって行います。

昭和三十六年六月七日（水曜日）

本日の会議に付した案件

衆議院議長清瀬一郎君不信任決議案の取扱に関する件

衆議院副議長久保田鶴松君不信任決議案の取扱に関する件

懲罰動議の取扱に関する件

池田内閣不信任決議案の取扱に関する件

本日の本会議の議事等に関する件

○小平委員長 また、本日、日本社会党の山本幸一君外三名から、池田内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、議長、副議長不信任決議案の次において議題とするに御異議ありませんか。

○福永（健）委員 すでに提出されております懲罰の動議については、これは議員の身分に関するものでありますから、内閣不信任案に先んじてこれを議題とされんことを望みます。

○柳田委員 議長、副議長、内閣不信任案等は、これを先例通りやっていたきたいと思います。

○福永（健）委員 先例はいろいろあるのであります、私どもは、確かに柳田君御指摘のような先例のあることも承知いたしております。それは、そのとき話し合つてさうにいたしておるのでありますから、私どもは先ほど申し上げたように主張するものであります。

○柳田委員 われわれは、本日さらに荒木文部大臣ほか、池田法務委員長、加藤建設委員長の解任決議案も出しております。従いまして、先例集によりましても、当然、国会の役員の構成は先決であります。懲罰事犯は、その懲罰事犯がかりに本会議で議題となつてそれが決せられたら、今度は委員会にいくのであります、そうして委員会から再び院にきて決をとつて、そこで初めて議員の身分の問題の一つの条項が備わる。ところが、国会の構成であるところの役員の人事というものは、そこでかければ、即決で議院の構成が欠けるのであります。従つて、先例集を見ましても、議長、副議長その他役員選挙、議席の指定、会期の件、懲罰の動議、懲罰事犯の件等、院の構成に関する諸案件についてちゃんと順序が書いてあるのであります。こういうような先例通りやつていただくことを私は主張いたします。

○福永(健)委員 さような文字を待つまでもなく、議員の身分に関するものは、ある意味において、それよりも優先すべきものであると私は解釈をいたします。

○柳田委員 議員の身分が先議案件であることは、われわれも認めるのです。しかしながら、議院の構成は、もっとそれより、先議案件のさらに先議案件です。そのことはちゃんと先例集に書いてある。しかも、こちらは役員なんて

す。議員の方は、懲罰委員会にかけられて後、それが懲罰事犯になるかどうか、議員の身分がそこにおいてどう変化するかということは、まだ未定の問題なんです。こちらの方は、それが可決されたならば、すでにこれは既定の問題として院の構成は破れるのです。議員自身の問題はさらに後日の問題で、未定の問題です。これはおのずと前後明らかだと思ふ。

○福永(健)委員 先ほども申し上げたように、議員の身分というものについては、むしろ自明の理であるから、そういうことが書いてないのである。数が八名であるからどうこうというのではなくて、たとえば院の構成ができないほどの多数のものが身分に影響があるというようなことになりますと、これは役職がどうこうという以前の問題であると思うのであります。そこで、数はともかくといたしまして、私は、この際、議員の身分に関するものについては、ただいま社会党の挙げられた条文等の文字があるなしということよりも、文字以前の問題であるという観点から、先議を望みます。

〔それは「理屈だ」と呼び、その他発言する者多し〕

○小平委員長 静粛に願います。

○下平委員 問題は、議員の身分に関する事、院の構成

に關すること、いずれも先決案件であることには間違いないと思ひます。従つて、ここは先決案件が競合をしておるということだと思ひます。そこで、先決案件としての条件に照らしてみても、一体どちらが先決であるかという判断をしなければならぬと思ひます。今柳田理事も言われましたけれども、福永理事の言われた点に多少疑義があるのです。というのは、常任委員長は、御承知の通り、衆議院の役員であります。当日また翌日直ちに作らなければならぬという、院の構成の、事務総長を含めた、要素であります。従つて、これが欠けるということは、構成の先決要件であることは間違ひがないのであります。ところが、懲罰事犯は、御承知の通り、懲罰事犯として動議が提起をされ、これが本会議において懲罰委員会付託が決定をされましたも、議員の身分には何ら異動も支障もないわけでありませう。御承知のように、懲罰事犯というものは、一般の法律と違つて、原案を提起して、そこできめる、こういう問題でございませう。まず、提起をされた場合に、必ず懲罰委員会に付託をして、その事実ありやなしやというところから入るといふことが、国会法に明示をされております。従つて、懲罰事犯については委員会の審査省略もできないことが、国会法上明確になつておる。そういう点から言うならば、

懲罰事犯ありと告げられ、動議が成立して付託をされたということのみをもつて、身分に異動があり変化があるといふことは絶対ないはずであります。身分に異動があり変化があるといふことは、懲罰事犯の案件が懲罰委員会で議論がされ、結論が出て、そのときに初めて身分上の異動が生じてくるわけでありませう。従つて、何十人、何百人懲罰事犯にかけられましても、これは選挙を行なう要件にもなりません。この議員は当然登院ができます。従つて、委員会その他には何らの支障がない。こういうふうには、懲罰事犯と、院の構成である役職員の選挙という問題、役職員が欠けたという問題については、明確に判断がつく。従つて、同じ構成、身分の問題でありましても、こうした実態の中から判断をして先議案件の中の順序をきめるということが、正しいやり方なんです。私は、この議論の上に立つて、当然に、常任委員長の解任決議案は、懲罰に付する動議に先だつ先決的動議であるといふことを主張いたします。従つて、八名の懲罰動議を本日かけることに異議はありませんけれども、その前に常任委員長の解任決議案をかけることが、国会法、規則その他に示された正しい道であると私は思ひます。

○小平委員長 ただいまの内閣不信任決議案と懲罰動議の

先決の問題についてであります。御意見が一致いたしません。やむなく採決いたします。……(議場騒然、聴取不能) 賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小平委員長 ……(議場騒然、聴取不能) よって、その通り決しました。

〔発言する者多く、議場騒然〕

○小平委員長 静粛に願います。——静粛に願います。

〔議事進行〕と呼び、その他発言する者多し〕

○小平委員長 ……(議場騒然、聴取不能) 懲罰委員会に付するの動議が提出されました。……(議場騒然、聴取不能) 議題とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〔挙手多数〕と呼び、その他発言する者多し〕

○小平委員長 ……(議場騒然、聴取不能) 発言を求められましたならば、これを許可することとするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○下平委員 ただいまの先決案件についての議論が、多数

をもって今議決をされました。しかし、このことについては、私は国会法上、規則上疑義を持っております。従って、当然、本会議において私はこれらの問題について提起をするということをお留保いたしておきます。

○小平委員長 民社党は、各動議に対して、議場内において討論要求をするかもしれないとのことであります。

昭和三十九年六月二十四日(水曜日)

本日の会議に付した案件

池田内閣不信任決議案の取扱いに関する件

本日の本会議の議事等に関する件

○福永委員長 これより会議を開きます。

まず、決議案の取扱いに関する件についてであります。昨日、日本社会党の河上丈太郎君外二名から、池田内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案の趣旨弁明は、日本社会党の河上丈太郎君が行ない、討論につきましては、自由民主党の石田博英君が反対、日本社会党の山花秀雄君、民主社会党の西村榮一君が賛成討論を行なうことになっております。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行なうこと

といたします。

昭和四十一年五月十四日（土曜日）

本日の会議に付した案件

佐藤内閣不信任決議案の取り扱いに関する件

次回の本会議の議事等に関する件

○塚原委員長 これより会議を開きます。

決議案の取り扱いに関する件についてであります。本日、日本社会党の佐々木更三君外三名から佐藤内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は日本社会党の河野密君が行ない、討論につきましては、自由民主党の江崎真澄君から反対、日本社会党の赤松勇君及び民主社会党の門司亮君から賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの二十分程度とするに御異議ありませんか。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、日本共産党の林百郎君から討論の通告がありますが、先ほどの理事会において御遠慮願うことになりましたので、御了承願います。

また、本決議案の採決は記名投票をもつて行ないます。

昭和四十六年十二月二十四日（金曜日）

本日の会議に付した案件

会期延長の件

佐藤内閣不信任決議案（成田知巳君外十名提出）の取り扱いに関する件

本日の本会議に関する件

○田澤委員長 次に、決議案の取り扱いに関する件についてであります。昨日、日本社会党の成田知巳君外十名から、日本社会党、公明党及び民主党の三党共同提案にかかる佐藤内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、日本社会党の成田知巳君が行ないます。

討論につきましては、自由民主党の田中伊三次君から反対、日本社会党の川村継義君、公明党の浅井美幸君、民社党の曾祢益君及び日本共産党の谷口善太郎君から賛成討論の通告があります。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもつて行なうことといたします。

昭和四十七年六月十五日(木曜日)

本日の会議に付した案件

佐藤内閣不信任決議案(成田知巳君外十一名提出)の取り扱いに関する件

本日の本会議の議事等に関する件

○田澤委員長 これより会議を開きます。

まず、決議案の取り扱いに関する件についてであります

が、本日、日本社会党の成田知巳君外十一名から、日本社会党、公明党及び民社党の三党共同提案にかかる佐藤内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、日本社会党の日野吉夫君が行ないます。

討論につきましては、自由民主党の松野頼三君から反対、日本社会党の佐野憲治君、公明党の鈴切康雄君、民社党の塚本三郎君から賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの二十分以内とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

日本共産党からの討論は、先ほどの理事会の協議により、御遠慮願うこととなりました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもつて行なうこと

といたします。

昭和四十八年九月二十二日（土曜日）

本日の会議に付した案件

田中内閣不信任決議案（榎兼次郎君外十二名提出）の取り扱いに関する件

本日の本会議の議事等に関する件

○海部委員長 これより会議を開きます。

まず、決議案の取り扱いに関する件についてであります。昨日、日本社会党の榎兼次郎君外十二名から、日本社会党、日本共産党・革新共同及び公明党の三党共同提案にかかる田中内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

○海部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定的いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、日本社会党の成田知己君が行ないます。

討論につきましては、自由民主党の倉石忠雄君から反対、日本社会党の堀昌雄君、日本共産党・革新共同の金子満広

君、公明党の浅井美幸君及び民社党の小平忠君から賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十分以内とするに御異議ありませんか。

○海部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定的いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行なうことといたします。

昭和四十九年七月三十一日（水曜日）

本日の会議に付した案件

外務委員長の選挙の件

特別委員会設置の件

議事進行係の件

田中内閣不信任決議案（榎兼次郎君外十四名提出）の取り扱いに関する件

故中村拓道君及び故谷口善太郎君に対する追悼演説等に関する件

離島振興対策審議会委員の選挙の件

漁港審議会委員任命につき事後の同意を求めるの件

国家公務員等任命につき同意を求めるの件

各委員会からの閉会中審査申出の件

閉会中の委員派遣に関する件

本日の本会議の議事等に関する件

○佐々木委員長 次に、決議案の取り扱いに関する件についてであります。昨日、日本社会党の楯兼次郎君外十四名から、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる田中内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、日本社会党の下平正一君が行ないます。

討論につきましては、自由民主党の江崎真澄君から反対、日本社会党の田邊誠君、日本共産党・革新共同の米原昶君、公明党の松本忠助君及び民社党の玉置一徳君から賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありませんか。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行なうことといたします。

昭和五十年七月三日(木曜日)

本日の会議に付した案件

三木内閣不信任決議案(不破哲三君外三名提出)の取り扱いに関する件

本日の本会議の議事に関する件

再開後の本会議の議事等に関する件

○田澤委員長 これより会議を開きます。

まず、決議案の取り扱いに関する件についてであります。が、昨日、日本共産党・革新共同の不破哲三君外三名から、日本共産党・革新共同及び公明党の両党共同提案に係る三木内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○田澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決
定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、日本共産党・革新共同の
不破哲三君が行います。

討論につきましては、自由民主党の浦野幸男君から反対、
公明党の浅井美幸君から賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十分以内とするに御異議ありませ
んか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○田澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決
定いたしました。

なお、本決議案の採決は、起立をもつて行うことといた
します。

昭和五十年十二月十九日（金曜日）

本日の会議に付した案件

三木内閣不信任決議案（成田知巳君外十二名提出）の取
扱いに関する件

本日の本会議の議事に関する件

○田澤委員長 これより会議を開きます。

まず、決議案の取扱いに関する件についてであります。が、
昨十八日、日本社会党の成田知巳君外十二名から、日本社
会党、日本共産党・革新共同及び公明党の三党共同提案に
係る三木内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議
ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○田澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決
定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、日本社会党の成田知巳君
が行います。

討論につきましては、自由民主党の稻村左近四郎君から
反対、日本社会党の堂森芳夫君、日本共産党・革新共同の
米原昶君、公明党の松本忠助君及び民社党の塚本三郎君か
ら賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありま
せんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○田澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決
定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行うことといたします。

昭和五十四年九月七日（金曜日）

本日の会議に付した案件

国家公務員等任命につき同意を求めるの件

大平内閣不信任決議案（多賀谷真稔君外十二名提出）の

取扱いに関する件

本日の本会議の議事に関する件

○細田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決議案の取扱いに関する件についてであります。本日、日本社会党の多賀谷真稔君外十二名から、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党の三党共同提案に係る大平内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、再開後の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○細田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、日本社会党の多賀谷真稔

君が行います。

討論につきましては、自由民主党の三塚博君から反対、日本社会党の阿部未喜男君、公明党・国民会議の二見伸明君、民社党の渡辺武三君、日本共産党・革新共同の松本善明君及び新自由クラブの山口敏夫君から賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○細田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行うことといたします。

昭和五十五年五月十六日（金曜日）

本日の会議に付した案件

大平内閣不信任決議案（飛鳥田一雄君外五名提出）の取扱いに関する件

本日の本会議の議事に関する件

○亀岡委員長 これより会議を開きます。

まず、決議案の取扱いに関する件についてであります。本日、日本社会党の飛鳥田一雄君外五名から、大平内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○亀岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、日本社会党の飛鳥田一雄君が行います。

討論につきましては、自由民主党の大野明君から反対、日本社会党の広瀬秀吉君、公明党・国民会議の近江巳記夫君、日本共産党・革新共同の中島武敏君及び民社党・国民連合の渡辺武三君から賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○亀岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行います。

昭和五十七年八月十八日（水曜日）

本日の会議に付した案件

鈴木内閣不信任決議案（竹入義勝君外三名提出）の取扱いに関する件

国家公務員任命につき同意を求めるの件

本日の本会議の議事等に関する件

○内海委員長 これより会議を開きます。

まず、決議案の取扱いに関する件についてであります。昨十七日、公明党・国民会議の竹入義勝君外三名から、鈴木内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、公明党・国民会議の竹入義勝君が行います。

討論につきましては、自由民主党の谷川和穂君から反対、日本共産党の金子満広君から賛成討論の通告があります。討論時間は、おのおの十分以内とするに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決
定いたしました。

なお、採決は、起立採決をもって行います。

昭和五十八年五月二十四日（火曜日）

本日の会議に付した案件

中曽根内閣不信任決議案（飛鳥田一雄君外四名提出）の

取扱いに関する件

米国下院情報特別委員会における証言問題等に関する調

査派米議員団の報告

本日の本会議の議事等に関する件

○山村委員長 これより会議を開きます。

まず、決議案の取扱いに関する件についてであります。本
日、日本社会党の飛鳥田一雄君外四名から、中曽根内閣
不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決
定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、日本社会党の飛鳥田一雄
君が行います。

討論につきましては、自由民主党の奥田敬和君から反対、
日本社会党の渡辺三郎君及び日本共産党の瀬長亀次郎君か
ら賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決
定いたしました。

また、本決議案の採決は、記名投票をもって行います。

昭和五十八年十一月二十八日（月曜日）

本日の会議に付した案件

中曽根内閣不信任決議案（石橋政嗣君外十三名提出）の
取扱いに関する件

本日の本会議の議事に関する件

○山村委員長 これより会議を開きます。

決議案の取扱いに関する件についてであります。本日、日本社会党の石橋政嗣君外十三名から、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、社会民主連合の四党共同提案に係る中曽根内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、日本社会党の石橋政嗣君が行います。

討論につきましては、自由民主党の羽田孜君から反対、日本社会党の井上普方君、公明党・国民会議の草野威君、民社党・国民連合の西田八郎君から賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行います。

昭和六十三年十二月二十三日（金曜日）

本日の会議に付した案件

竹下内閣不信任決議案（土井たか子君外五名提出）の取扱いに関する件

本日の本会議の議事等に関する件

○三塚委員長 これより会議を開きます。

まず、決議案の取扱いに関する件についてであります。昨日、日本社会党・護憲共同の土井たか子君外五名から、竹下内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三塚委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、日本社会党・護憲共同の土井たか子君が行います。

討論につきましては、自由民主党の谷川和穂君から反対、日本社会党・護憲共同の佐藤敬治君、公明党・国民会議の宮地正介君、民社党・民主連合の岡田正勝君、日本共産

党・革新共同の村上弘君から、それぞれ賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○三塚委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行います。

平成五年六月十八日(金曜日)

本日の会議に付した案件

宮澤内閣不信任決議案(山花貞夫君外八名提出)の取扱いに関する件

本日の本会議の議事に関する件

○与謝野委員長 これより会議を開きます。

決議案の取扱いに関する件についてであります。昨十七日、山花貞夫君外八名から、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党の三会派共同提案による宮澤内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議

ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○与謝野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、日本社会党・護憲民主連合の山花貞夫君が行います。

討論につきましては、自由民主党の関谷勝嗣君から反対、日本社会党・護憲民主連合の佐藤観樹君、公明党・国民会議の渡部一郎君、日本共産党の金子満広君、民社党の川端達夫君から、それぞれ賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○与謝野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行います。

平成七年六月十三日(火曜日)

本日の会議に付した案件

衆議院議長土井たか子君不信任決議案(神崎武法君外七名提出)、衆議院副議長鯨岡兵輔君不信任決議案(神崎

武法君外七名提出)、議院運営委員長中村正三郎君解任決議案(神崎武法君外七名提出)及び村山内閣不信任決議案(海部俊樹君外五名提出)の取扱いに関する件
本日の本会議の議事に関する件

○中村委員長 これより会議を開きます。

まず、決議案の取扱いに関する件についてであります。昨十二日、新進党の神崎武法君外七名から、衆議院議長土井たか子君不信任決議案、衆議院副議長鯨岡兵輔君不信任決議案、議院運営委員長中村正三郎君解任決議案が、また、新進党の海部俊樹君外五名から、村山内閣不信任決議案が、それぞれ提出されました。

各決議案は、本日の本会議において順次議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、衆議院議長土井たか子君不信任決議案の趣旨弁明は、提出者の杉山憲夫君が行います。

討論につきましては、自由民主党・自由連合の谷垣禎一君から反対、新進党の小池百合子君、日本共産党の東中光

雄君から、それぞれ賛成討論の通告があります。

討論時間は、谷垣禎一君、小池百合子君はおの十分以内、東中光雄君は五分以内とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、先例により、議長不信任決議案の議事は、副議長が議長の職務を行うことになっております。

また、衆議院副議長鯨岡兵輔君不信任決議案の趣旨弁明は、提出者の川島實君が行います。

討論につきましては、日本社会党・護憲民主連合の山崎泉君から反対、新進党の柳田稔君から賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十分以内とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

また、議院運営委員長中村正三郎君解任決議案の趣旨弁明は、提出者の木幡弘道君が行います。

討論につきましては、新党さきがけの小沢鋭仁君から反

対、新進党の高木陽介君から賛成討論の通告があります。
討論時間は、おのおの十分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

また、村山内閣不信任決議案の趣旨弁明は、提出者の海部俊樹君が行います。

討論につきましては、自由民主党・自由連合の亀井善之君から反対、新進党の羽田孜君、日本共産党の山原健二郎君から、それぞれ賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、各決議案の採決は、いずれも記名投票をもって行います。

平成九年十二月十一日（木曜日）

本日の会議に付した案件

橋本内閣不信任決議案（小沢一郎君外四名提出）の取扱
いに関する件

国会法改正等に関する小委員長の報告

国会法等の一部を改正する法律案起草の件

衆議院規則の一部を改正する規則案起草の件

国会法等の一部を改正する法律案等の運用に関する申合せに関する件

国会法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第四号）

本日の本会議の議事等に関する件

○亀井委員長 これより会議を開きます。

まず、決議案の取扱いに関する件についてであります。本日、新進党の小沢一郎君外四名から、橋本内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○亀井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、提出者の小沢一郎君が行

います。

討論につきましては、自由民主党の虎島和夫君から反対、新進党の石田幸四郎君、民主党の石橋大吉君、日本共産党の松本善明君、太陽党の前田武志君から、それぞれ賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○亀井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行います。

平成十年六月十二日（金曜日）

本日の会議に付した案件

橋本内閣不信任決議案（菅直人君外八名提出）の取扱いに関する件

本日の本会議の議事等に関する件

○亀井委員長 これより会議を開きます。

決議案の取扱いに関する件についてであります。昨十一日、菅直人君外八名から、民主党、自由党、日本共産党

の三党派共同提案による橋本内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○亀井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、民主党の羽田孜君が行います。

討論につきましては、自由民主党の太田誠一君、社会民主党・市民連合の伊藤茂君から、それぞれ反対、民主党の伊藤英成君、平和・改革の長内順一君、自由党の二見伸明君、日本共産党の寺前巖君から、それぞれ賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○亀井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行います。

平成十一年八月十一日(水曜日)

本日の会議に付した案件

小渊内閣不信任決議案(菅直人君外六名提出)の取扱いに関する件

本日の本会議の議事等に関する件

○中川委員長 これより会議を開きます。

決議案の取扱いに関する件についてであります。昨日、民主党の菅直人君外六名から、小渊内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、民主党の羽田孜君が行います。

討論につきましては、自由民主党の玉沢徳一郎君、公明党・改革クラブの東順治君、自由党の安倍基雄君から、それぞれ反対、民主党の中野寛成君、日本共産党の金子満広君、社会民主党・市民連合の伊藤茂君から、それぞれ賛成

討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行います。

平成十二年六月二日(金曜日)

本日の会議に付した案件

森内閣不信任決議案(鳩山由紀夫君外十一名提出)の取扱いに関する件

本日の本会議の議事に関する件

○大島委員長 これより会議を開きます。

決議案の取扱いに関する件についてであります。去る五月三十一日、鳩山由紀夫君外十一名から、民主党、日本共産党、自由党、社会民主党・市民連合の四党派共同提案による森内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、民主党の鳩山由紀夫君が行います。

討論につきましては、自由民主党の藤井孝男君、公明党・改革クラブの草川昭三君、保守党の西野陽君から、それぞれ反対、民主党の石井一君、日本共産党の金子満広君、自由党の塩田晋君、社会民主党・市民連合の伊藤茂君から、それぞれ賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行います。

平成十二年十一月二十日（月曜日）

本日の会議に付した案件

森内閣不信任決議案（鳩山由紀夫君外十一名提出）の取扱いに関する件

本日の本会議の議事に関する件

○藤井委員長 これより会議を開きます。

まず、決議案の取扱いに関する件についてであります。本日、鳩山由紀夫君外十一名から、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合の四党派共同提案による森内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、民主党・無所属クラブの鳩山由紀夫君が行います。

討論につきましては、自由民主党の中馬弘毅君、公明党の東順治君、保守党の松浪健四郎君から、それぞれ反対、民主党・無所属クラブの石井一君、自由党の武山百合子君、日本共産党の松本善明君、社会民主党・市民連合の中西績介君から、それぞれ賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行います。

平成十三年三月五日（月曜日）

本日の会議に付した案件

森内閣不信任決議案（鳩山由紀夫君外十名提出）の取扱いに関する件

本日の本会議の議事等に関する件

○藤井委員長 これより会議を開きます。

決議案の取扱いに関する件についてですが、本日、鳩山由紀夫君外十名から、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合の四党派共同提案による森内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、民主党・無所属クラブの鳩山由紀夫君が行います。

討論につきましては、自由民主党の尾身幸次君から反対、民主党・無所属クラブの中野寛成君、自由党の東祥三君、日本共産党の穀田恵二君、社会民主党・市民連合の東門美津子君から、それぞれ賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行います。

平成十四年七月三十日（火曜日）

本日の会議に付した案件

小泉内閣不信任決議案（鳩山由紀夫君外十一名提出）の取扱いに関する件

本日の本会議の議事等に関する件

○鳩山委員長 これより会議を開きます。

まず、決議案の取扱いに関する件についてであります。

本日、鳩山由紀夫君外十一名から、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合の四党派共同提案による小泉内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、民主党・無所属クラブの鳩山由紀夫君が行います。

討論につきましては、自由民主党の町村信孝君から反対、民主党・無所属クラブの岡田克也君、自由党の一川保夫君、日本共産党の松本善明君、社会民主党・市民連合の山内恵子君から、それぞれ賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行います。

平成十五年七月二十五日（金曜日）

本日の会議に付した案件

小泉内閣不信任決議案（菅直人君外十一名提出）の取扱いに関する件

本日の本会議の議事等に関する件

○大野委員長 これより会議を開きます。

まず、決議案の取扱いに関する件についてであります。本日、菅直人君外十一名から、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合の四党派共同提案による小泉内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、民主党・無所属クラブの菅直人君が行います。

討論につきましては、自由民主党の額賀福志郎君から反対、民主党・無所属クラブの伊藤忠治君、自由党の都築讓君、日本共産党の穀田恵二君、社会民主党・市民連合の東

門美津子君から、それぞれ賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行います。

平成十六年六月十五日（火曜日）

本日の会議に付した案件

懲罰委員会に付するの動議の取扱いに関する件

国会議員の互助年金等に関する調査会設置の件

小泉内閣不信任決議案（岡田克也君外六名提出）の取扱いに関する件

本日の本会議の議事等に関する件

○武部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、決議案の取扱いに関する件についてであります。本日、岡田克也君外六名から、民主党・無所属クラブ、日本共産党、社会民主党・市民連合の三会派共同提案による小泉内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、再開後の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武部委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、民主党・無所属クラブの岡田克也君が行います。

討論につきましては、自由民主党の赤城徳彦君、公明党の西博義君から、それぞれ反対、民主党・無所属クラブの仙谷由人君、日本共産党の佐々木憲昭君、社会民主党・市民連合の照屋寛徳君から、それぞれ賛成討論の通告があります。

討論時間は、赤城徳彦君、仙谷由人君、西博義君はおのおの十五分以内、佐々木憲昭君は五分以内、照屋寛徳君は三分以内とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武部委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行います。

平成十七年八月八日（月曜日）

本日の会議に付した案件

小泉内閣不信任決議案（岡田克也君外七名提出）の取扱
いに関する件

本日の本会議の議事に関する件

○川崎委員長 これより会議を開きます。

決議案の取扱いに関する件についてであります。本日、民主党・無所属クラブの岡田克也君外七名から、小泉内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○川崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、提出者の岡田克也君が行います。

討論につきましては、自由民主党の鈴木恒夫君から反対、民主党・無所属クラブの米澤隆君から賛成討論の通告があります。

討論時間は、おのおの十分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○川崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行います。

平成十八年十二月十五日（金曜日）

本日の会議に付した案件

会期延長の件

安倍内閣不信任決議案（小沢一郎君外八名提出）の取扱いに関する件

本日の本会議の議事に関する件

○逢沢委員長 これより会議を開きます。

まず、会期延長の件についてであります。本日、自由民主党の中川幹事長、公明党の北側幹事長から、会期を十二月十六日より十二月十九日まで四日間延長せられるよう議長においてお取り計らい願いたい旨の申し入れがありました。

本件につきましては、先般来の理事会において種々御協議願ったのでありますが、いまだ各党の意見が一致するに至っておりません。

また、本件につきましては、先ほど常任委員長会議が開かれ、議長から各常任委員長の意見を徴されたのでありますが、常任委員長会議におきましても、意見は一致いたしておりません。

それでは、御協議願います。

原田義昭君。

○原田(義)委員 自由民主党の原田義昭でございます。

私は、自由民主党及び公明党を代表いたしました。ただいま提案されました今国会の会期を四日間延長する件について、賛成の立場から意見表明を申し上げます。

今国会が召集されてから、多くの重要法案をこれまで審議してまいりました。議員各位の真摯な議論に心から敬意を表するものでございます。

去る九月二十六日に召集されて以来、私どもは、テロ特措法、教育基本法、防衛庁の省移行法、憲法改正手続法、道州制法等々、数々の重要法案審議に全力を尽くしてまいったところであります。

しかしながら、教育基本法、防衛庁の省移行法など重要法案が、現在、参議院において委員会でも可決し、本会議採決を待つばかりでございます。ほかに五件の法案が委員会審査を終了し、本会議を待っております。これらを今国

会で成立させることは国会としての責務であり、会期の延長は当然と考えます。

これが、「議案の審議状況に鑑み、」という理由でございます。細かい説明は省きたいと思っております。

かかる観点から、四日間の会期延長は、必要不可欠であり、最小限の日数であると考えます。今、国会がなすべき議論をこの国会で議論し形にすることが、国民の信頼と負託にこたえることであります。

以上申し上げますとおり、国政を担う責任与党として、会期延長に賛成の意を表し、私の意見表明いたします。

以上であります。

○逢沢委員長 次に、荒井聰君。

○荒井委員 ただいま提案のありました会期延長についてですが、共産党、社民党、国民新党、そして私ども民主党を代表いたしましたして、反対の立場から意見表明をいたしたいと思っております。

反対の第一の理由は、これが手続上に瑕疵があると思われるからでございます。

与党の方は、会期の延長は、先例により、何事にも先行して行われるべきだという主張をされてございます。しかし、先例三七三及び二九二を引用されておりますが、この

三七三も二九二もいずれも、会期延長が内閣不信任案よりも先行されるべき旨のことは記述をされておりません。三七三は「議院の構成に関する案件は、内閣不信任決議案より先に行う。」という例外規定を書いているだけでございます。会期の延長は「議院の構成に関する案件」とは認めがたいというふうに思われるからでございます。三七三と二九二は、あくまでも並列として書かれているのであって、それが上下関係の論理性を有しているというふうには認められることではないというふうに思います。

さて、今回の与党の会期延長につきましては、もともと、会期制というものが、会期の期間内に必要な法案を成立させるべく与野党が審議を尽くすということでございますが、今回の会期延長については、そのような意図が全く感じられない。何のために、何の理由で、どの法案を会期中に成立させよう、それが難しいのということが明確ではございません。

今回、四日間という延長幅を与党側の方から提案をされていますが、その四日間の妥当な説明というものは全くされていらないというのが実態でございます。一日延長すると相当な国費がかかることは、国民の皆さんも御承知のとおりであります。したがって、この会期を延長する論理的な

意味も、先例という意味でも、あるいは国民的な税金を大事に使うという意味からも、反対ということを言わざるを得ません。

以上でございます。

○逢沢委員長 御意見を承りましたが、意見が一致いたしませんので、採決いたします。

会期を十二月十六日から十二月十九日まで四日間延長すべきものと議長に答申するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○逢沢委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

本件は、本日の本会議において議長からお諮りいたします。

なお、本件に対し、自由民主党の江渡聡徳君、民主党・無所属クラブの松野頼久君、日本共産党の穀田恵二君、社会民主党・市民連合の日森文尋君から、それぞれ討論の通告があります。

討論時間は、江渡聡徳君、松野頼久君はおの十分以内、穀田恵二君は五分以内、日森文尋君は三分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○逢沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本件の採決は、記名投票をもって行います。

○逢沢委員長 次に、決議案の取扱いに関する件についてありますが、本日、小沢一郎君外八名から、民主党・無所属クラブ、日本共産党、社会民主党・市民連合、国民新党・無所属の会の四会派共同提案による安倍内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○逢沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、提出者の菅直人君が行います。

討論につきましては、自由民主党の石原伸晃君から反対、民主党・無所属クラブの牧義夫君、日本共産党の石井郁子君、社会民主党・市民連合の保坂展人君から、それぞれ賛成討論の通告があります。

討論時間は、石原伸晃君、牧義夫君はおのの十五分以

内、石井郁子君は七分以内、保坂展人君は五分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○逢沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行います。

平成十九年六月二十九日（金曜日）

本日の会議に付した案件

安倍内閣不信任決議案（小沢一郎君外七名提出）の取扱いに関する件

本日の本会議の議事等に関する件

○逢沢委員長 これより会議を開きます。

まず、決議案の取扱いに関する件についてであります。本日、小沢一郎君外七名から、民主党・無所属クラブ、社会民主党・市民連合、国民新党・そうぞう・無所属の会の三会派共同提案による安倍内閣不信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○逢沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、提出者の菅直人君が行います。

討論につきましては、自由民主党の坂本剛二君、公明党の西博義君から、それぞれ反対、民主党・無所属クラブの小沢鋭仁君、日本共産党の石井郁子君、社会民主党・市民連合の重野安正君から、それぞれ賛成討論の通告があります。

討論時間は、坂本剛二君、小沢鋭仁君、西博義君はおのおの十五分以内、石井郁子君は十分以内、重野安正君は七分以内とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○逢沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行います。

平成二十年六月十二日（木曜日）

本日の会議に付した案件

福田内閣信任決議案（伊吹文明君外七名提出）の取扱い

に関する件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を求めるの件

本日の本会議の議事等に関する件

○笹川委員長 これより会議を開きます。

開会に先立ち、民主党・無所属クラブ、社会民主党・市民連合、国民新党・そうぞう・無所属の会の各委員に理事をして出席を要請いたしました。が、いまだ出席されておりません。やむを得ず議事を進めます。

まず、決議案の取扱いに関する件についてであります。昨十一日、伊吹文明君外七名から、自由民主党、公明党の両党派共同提案による福田内閣信任決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○笹川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、提出者の谷垣禎一君が行います。

討論につきましては、日本共産党の穀田恵二君から反対、公明党の井上義久君から賛成討論の通告があります。

なお、民主党・無所属クラブ、社会民主党・市民連合からは、いまだ討論者の通告がありません。

討論時間は、民主党・無所属クラブの討論者、井上義久君はおのおの十五分以内、穀田恵二君は十分以内、社会民主党・市民連合の討論者は七分以内とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○笹川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の採決は、記名投票をもって行います。